

令和7年第4回 飯塚市議会会議録第6号

令和7年9月22日（月曜日） 午前10時00分開議

○議事日程

日程第18日 9月22日（月曜日）

第1 議案の補足説明、質疑、討論、採決

- 1 議案第 94号 契約の締結（西秋松排水機場除塵機更新工事）
- 2 議案第 95号 財産の取得（生徒用学習端末機器）
- 3 議案第 96号 損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解（交通事故）
- 4 議案第 97号 損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解（交通事故）
- 5 議案第 98号 指定管理者の指定（飯塚市リサイクルプラザ工房棟）
- 6 議案第 99号 指定管理者の指定（飯塚市幸袋交流センター）
- 7 議案第100号 指定管理者の指定（飯塚市二瀬交流センター）
- 8 議案第101号 指定管理者の指定（飯塚市新産業創出支援センター）
- 9 議案第102号 市道路線の廃止
- 10 議案第103号 市道路線の認定

第2 追加議案の提案理由説明、補足説明、質疑、討論、採決

- 1 議案第109号 令和7年度 飯塚市一般会計補正予算（第3号）

第3 請願の説明、質疑、討論、採決

- 1 請願第 13号 最高裁判決に従い生活保護制度の充実に関する意見書の採択を求める請願

第4 各種報告事項の説明、質疑

- 1 工事請負契約について（契約課）
- 2 通行地役権確認等請求事件について（環境整備課、土木管理課）
- 3 企業誘致の取組について（企業誘致推進課）
- 4 飯塚あかね工業団地（仮称）造成事業について（企業誘致推進課）
- 5 工事請負変更契約について（土木建設課）
- 6 林道「筒野第一支線」で発生した事故の判決について（庄内支所経済建設課）
- 7 工事請負契約について（企業管理課）
- 8 工事請負変更契約について（上水道課）

○会議に付した事件

第1 議案の補足説明、質疑、討論、採決

- 1 議案第 94号 契約の締結（西秋松排水機場除塵機更新工事）
- 2 議案第 95号 財産の取得（生徒用学習端末機器）
- 3 議案第 96号 損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解（交通事故）
- 4 議案第 97号 損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解（交通事故）
- 5 議案第 98号 指定管理者の指定（飯塚市リサイクルプラザ工房棟）
- 6 議案第 99号 指定管理者の指定（飯塚市幸袋交流センター）
- 7 議案第100号 指定管理者の指定（飯塚市二瀬交流センター）

- 8 議案第101号 指定管理者の指定（飯塚市新産業創出支援センター）
 - 9 議案第102号 市道路線の廃止
 - 10 議案第103号 市道路線の認定
- 第2 追加議案の提案理由説明、補足説明、質疑、討論、採決
- 1 議案第109号 令和7年度 飯塚市一般会計補正予算（第3号）
- 第3 請願の説明、質疑、討論、採決
- 1 請願第13号 最高裁判決に従い生活保護制度の充実に関する意見書の採択を求める請願
- 第4 各種報告事項の説明、質疑
- 1 工事請負契約について（契約課）
 - 2 通行地役権確認等請求事件について（環境整備課、土木管理課）
 - 3 企業誘致の取組について（企業誘致推進課）
 - 4 飯塚あかね工業団地（仮称）造成事業について（企業誘致推進課）

○議長（江口 徹）

これより本会議を開きます。

川上議員より、「議案第94号」から「議案第103号」までの10件については、質疑の通告を取り下げる旨の申出があっておりますので、ご報告いたします。

「議案第94号 契約の締結（西秋松排水機場除塵機更新工事）」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。契約課長。

○契約課長（山本直樹）

「議案第94号 契約の締結（西秋松排水機場除塵機更新工事）」につきまして、補足説明いたします。

議案書の31ページをお願いいたします。「議案第94号」工事請負契約の締結につきましては、地方自治法第96条第1項第5号及び飯塚市議会の議決に付すべき契約に関する条例第2条の規定に基づき、本案を提出するものです。

本件につきましては、契約金額1億8822万1千円で、有限会社田中機工、代表取締役 田中俊次と契約を締結するものです。

議案書の32ページをお願いいたします。入札の概要でございますが、工期につきましては、本契約として認められた日から令和9年3月31日までとしております。入札執行状況につきましては、指名競争入札参加者指名基準及び運用基準に基づき、業者選考委員会において、機械器具設置の市内登録業者を指名することを決定し、本年6月17日に入札を執行いたしました。

本件につきましては、7者による入札の結果、予定価格2億458万9千円に対し、落札額1億8822万1千円、落札率91.99%となっております。

なお、本件につきましては、最低制限価格によります5者同額の応札があり、地方自治法施行令の規定に基づき、くじ引にて落札者を決定いたしております。

以上、補足説明を終わります。

○議長（江口 徹）

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第94号 契約の締結（西秋松排水機場除塵機更新工事）」について、原案のとおり可決することに、賛成の議員は、ご起立願います。

（起立）

全会一致。よって、本案は、原案可決されました。

「議案第95号 財産の取得（生徒用学習端末機器）」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。教育総務課長。

○教育総務課長（梶原康治）

「議案第95号 財産の取得（生徒用学習端末機器）」について補足説明いたします。

議案書の40ページをお願いいたします。提案理由としましては、生徒用学習端末機器を取得するに当たり、地方自治法第96条第1項第8号及び飯塚市議会の議決に付すべき財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、本案を提出するものでございます。

取得する財産は、生徒用学習端末機器3723台、取得価格は1億8183万1320円、契約の相手方は株式会社トータルオフィス筑豊営業所です。

GIGAスクール構想に基づき、令和2年3月に整備しました1人1台端末機器につきましては、令和6年度に策定した端末整備・更新計画に従い、順次更新を行うもので、今回、令和7年度に中学校生徒用、続く令和8年度に小学校児童用の端末機器を更新する予定といたしております。

以上、簡単ですが、「議案第95号 財産の取得（生徒用学習端末機器）」について補足説明を終わります。

○議長（江口 徹）

説明が終わりましたので、質疑を許します。初めに質疑通告をされております14番 石川華子議員の質疑を許します。14番 石川華子議員。

○14番（石川華子）

では、「議案第95号」について質問させていただきます。財産の取得理由とその目的についてお尋ねします。

○議長（江口 徹）

教育総務課長。

○教育総務課長（梶原康治）

令和元年度のGIGAスクール構想に基づき、教育現場のデジタル環境を整備するもので、本市では、令和2年度までに全ての児童生徒に、1人1台端末と校内ネットワーク環境の整備を完了いたしております。

このGIGAスクール構想は、1人1台端末や高速大容量の通信ネットワーク等の学校ICT環境を整備・活用することによって教育の質を向上させ、全てのこどもたちの可能性を引き出す「個別最適な学び」と「協働的な学び」を実現することを目的といたしております。

今回の生徒用学習端末機器の整備は、さきの第1期で整備した端末機器の更新を行うものでございます。

○議長（江口 徹）

14番 石川華子議員。

○14番（石川華子）

今回は中学校生徒用の端末整備となっていますが、小学校児童用の端末整備は、先ほどの計画で令和8年度ということですが、そのことをお尋ねします。

○議長（江口 徹）

教育総務課長。

○教育総務課長（梶原康治）

国が定めるGIGAスクール構想では、補助制度の活用要件としまして、端末整備・更新計画の策定と公表を義務づけられております。

本市においても、令和6年度に本計画を策定・公表しており、この計画に基づき、令和7年度に中学校、令和8年度に小学校の端末更新を順次進める予定といたしております。

○議長（江口 徹）

14番 石川華子議員。

○14番（石川華子）

そちらの計画によりますと、令和7年度が中学校で3332台、令和8年度が小学校で6300台という計画でしたが、今回取得するのは3723台で、予備機を合わせてといふところでよろしいですか。

それでは、端末更新後、大量の既存端末が処分されることになりますが、その処分はどのように行うのでしょうか。

○議長（江口徹）

教育総務課長。

○教育総務課長（梶原康治）

GIGAスクール構想において整備された端末については、適切な処分について文部科学省から通達されているところです。端末等の処分については、文部科学省からの事務連絡「GIGAスクール構想の下で整備された1人1台端末等の適切な処分等について」を参考として、適正に処分を行うことといたしております。

特に廃棄する場合の留意点としまして、機器内部の記憶装置からの情報漏えいを防止する観点から、情報を復元できない状態にすることといたしております。

○議長（江口徹）

14番 石川華子議員。

○14番（石川華子）

端末機器については、リサイクルなど有効利用の検討はされていますでしょうか。

○議長（江口徹）

教育総務課長。

○教育総務課長（梶原康治）

今後の事業計画になりますが、今回、中学校から回収する使用済みの端末は、市で一旦保管し、次年度に予定している小学校の端末整備に備え、予備機として活用を図るように考えております。このことから、端末機器の廃棄処分は、小学校の端末を整備した後、令和9年度以降と考えております。

リサイクルや有効利用につきましては、文部科学省からも法令に遵守した適切な対応を求めており、廃棄だけではなく、自治体内での使用済み端末の再使用または再資源化についても併せて検討するように考えています。国からも参考となる具体的な手法や再使用の例が示されており、先進事例の取組を調査し、コスト削減にもつながるよう検討を進め、個人情報となるデータの消去を確実に実施した上で、環境負荷の低減と資源の有効活用に努めていきたいと考えております。

○議長（江口徹）

14番 石川華子議員。

○14番（石川華子）

大量に廃棄されることになりますので、計画では令和8年度に中学校、令和9年度に小学校で、合わせて1万台が廃棄されることになると思います。令和9年度以降に検討するというお考えで、よろしいでしょうか。

○議長（江口徹）

教育総務課長。

○教育総務課長（梶原康治）

今回の事業計画につきましても、中学校の備品については予備機として一旦保留しまして、小学校を終えた後、令和9年度以降になることで考えております。

○議長（江口徹）

14番 石川華子議員。

○14番（石川華子）

それでは、端末の仕様についてどのように決定されたのか、お尋ねいたします。

○議長（江口 徹）

教育総務課長。

○教育総務課長（梶原康治）

端末の選定に当たっては、補助金対象の要件である国の最低スペック基準を満たす必要がございます。また、OSについては、WindowsやiPadOS、Chrome OS等の選択肢がございますが、本市は、既存の端末と同じChrome OSを継続することといたしております。

これは、現在の学習環境が全てChrome OSを基に構築されており、同じくChrome OSを採用することで、児童生徒が機種更新後も操作に戸惑うことなくスムーズに学習を続けられるようにするものでございます。

○議長（江口 徹）

14番 石川華子議員。

○14番（石川華子）

それでは次に、補助制度についてお聞かせください。

○議長（江口 徹）

教育総務課長。

○教育総務課長（梶原康治）

端末の整備・更新には、公立学校情報機器整備事業費補助金を活用できます。この補助金は、都道府県が創設したGIGAスクール構想加速化基金を通じて交付されるものでございます。

補助基準額は1台当たり5万5千円で、端末本体に加え、運搬、設定、設置費用も対象となります。補助率は3分の2で、補助上限額は当該年度の5月1日時点の児童生徒数に基づくものとなっております。

○議長（江口 徹）

14番 石川華子議員。

○14番（石川華子）

そのほかに取り組まれていることはありますか。

○議長（江口 徹）

教育総務課長。

○教育総務課長（梶原康治）

第2期のGIGAスクール構想では、第1期で整備したネットワーク環境の課題を精査し、改善を図ることが求められております。令和6年度に実施したネットワーク調査の結果、校内ネットワークはおおむね問題ありませんでしたが、外部の接続回線で通信速度の低下というボトルネックが確認されました。このため、本年度中に外部からの回線を1Gbpsから10Gbpsに切り替え、通信の高速化を図るように計画を進めております。

○議長（江口 徹）

14番 石川華子議員。

○14番（石川華子）

GIGAスクール構想の第2期における端末更新とネットワーク環境の改善に向けた計画について理解できました。

大量の端末を保管しておくことは、保管場所の問題や経費の問題があると思います。令和9年度の一斉廃棄に向けて、有償売却等によるコスト削減についてなど、法令を遵守された上、具体的な検討を進めていただくよう要望いたします。

○議長（江口徹）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第95号 財産の取得（生徒用学習端末機器）」について、原案のとおり可決することに、賛成の議員は、ご起立願います。

（起立）

全会一致。よって、本案は、原案可決されました。

「議案第96号 損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解（交通事故）」及び「議案第97号 損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解（交通事故）」、以上2件を一括議題といたします。執行部の補足説明を求めます。環境対策課長。

○環境対策課長（白石善彦）

「議案第96号」及び「議案第97号 損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解（交通事故）」について補足説明をいたします。

議案書41ページ及び43ページをお願いいたします。本議案は地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定に基づき、損害賠償の額と和解を行うことについて、議会の議決を求めるため提出するものであります。

本件事故の概要は、令和6年12月19日、木曜日、午前9時23分頃、飯塚市中地内におきまして、環境センター職員がくみ取り作業の現場に向かう途中、交差点において左折するために左方向の確認を行いながら左側へ車線変更しようとしていたところ、前方に相手方車両が赤信号で停止していることに気づくのが遅れ、相手方車両に接触し、市車両及び相手方車両を損傷させ、相手方を負傷させたものでございます。

この事故による和解の内容としましては、市側を100%の過失割合とし、物的損害につきましては損害賠償額114万3千円、人身傷害につきましては損害賠償額84万4803円を支払うものでございます。

今回の事故につきましては、職員の車両運転中の前方不注意が大きな要因であり、当該職員はもとより、環境センター職員一同に対しまして危機管理意識を強く持ち、このような事故を起こさないよう適切に指導を行いました。

今後も、引き続き、朝礼をはじめ環境センター内で毎月実施しております労働安全衛生会議の中で、安全運転の確認を行い、再発防止に努めてまいります。

以上で「議案第96号」及び「議案第97号 損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解（交通事故）」について説明を終わります。

○議長（江口徹）

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論を終結いたします。採決いたします。議題中、「議案第96号 損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解（交通事故）」について、原案のとおり可決することに、賛成の議員は、ご起立願います。

（起立）

全会一致。よって、本案は、原案可決されました。

次に、「議案第97号 損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解（交通事故）」について、原案のとおり可決することに、賛成の議員は、ご起立願います。

(起 立)

全会一致。よって、本案は、原案可決されました。

「議案第98号 指定管理者の指定（飯塚市リサイクルプラザ工房棟）」を議題といたします。
執行部の補足説明を求めます。環境整備課長。

○環境整備課長（尾形彰貞）

「議案第98号 指定管理者の指定」について、補足説明いたします。

議案書45ページをお願いいたします。本案は、現在、指定管理者が管理しております飯塚市リサイクルプラザ工房棟の契約期間が本年度末で満了となることから、次年度以降の新たな指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を求めるため提出するものでございます。

指定管理者となる団体は株式会社トキワビル商会で、管理期間は令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間でございます。指定管理者候補者の選定につきましては、飯塚市指定管理者選定委員会が令和7年6月25日、7月4日の2回開催され、7月10日に指定管理者選定委員会委員長から市長に答申がなされております。

議案書46ページ、47ページは、指定管理者指定議案資料としまして、施設の概要、指定管理者となる団体の概要、公募及び選定の概要、募集時点での指定管理料上限額、選定評価結果を記載しておりますが、内容につきましては、資料に記載のとおりでございますので、説明は割愛させていただきます。

以上、簡単でございますが、「議案第98号」の補足説明を終わります。

○議長（江口 徹）

説明が終わりましたので、質疑を許します。初めに質疑通告をされております24番 金子加代議員の質疑を許します。24番 金子加代議員。

○24番（金子加代）

「議案第98号 指定管理者の指定（飯塚市リサイクルプラザ工房棟）」について質問をさせていただきます。業務内容に、環境教育に関する業務とありますが、具体的にはどのような取組をされているのか、お尋ねいたします。

○議長（江口 徹）

環境整備課長。

○環境整備課長（尾形彰貞）

環境教育に関する事業といたしましては、体験・学習教室開催事業とリサイクル活動促進事業を行っていただくこととしております。具体的に申し上げますと、体験・学習教室では、牛乳パックで作る「エコ石鹼作り教室」、「竹細工教室」、「自然観察会」などが開催されることとなっております。

次に、リサイクル活動促進事業では、再生、再利用、再資源化した物品展示「ぶちフリーマーケット」の館内設置、若年層を対象とした「子ども服交換会」、「どんぐり工作」など、親子で楽しめる事業の開催、また、出前講座として学校や事業所にて、ご希望に応じた環境講座を行うこととしております。

○議長（江口 徹）

24番 金子加代議員。

○24番（金子加代）

リサイクルプラザ工房棟で様々な教室やイベントが行われていることがよく分かりました。

それでは、多くの市民の方に利用してもらえるように、どのように利用促進を図るのか、お考えがあれば、お尋ねいたします。

○議長（江口 徹）

環境整備課長。

○環境整備課長（尾形彰貞）

より多くの市民の方に利用していただく周知方法といたしまして、イベント内容等をお知らせする広報紙の発行や、分かりやすいホームページの作成などによる情報発信が行われることとなります。

また、こどもを対象とした教室などのお知らせにつきましては、市内小中学校の児童生徒やその親により届きますように、教育委員会とも連携をいたしまして、専用タブレットを利用した情報発信を行い、利用促進を図ることとしております。

○議長（江口　徹）

24番　金子加代議員。

○24番（金子加代）

もう一つ、地域貢献の方策とありますが、地域や周辺施設、団体との積極的な交流の強化、また、飯塚市シルバー人材センターとの連携強化とあります。もし、分かれば、その辺をもう少し詳しく教えてください。

○議長（江口　徹）

環境整備課長。

○環境整備課長（尾形彰貞）

一例で申し上げますと、先ほど申し上げました環境教室に関する業務の中で、様々な教室やイベントを行っていくことになりますが、シルバー人材センターの皆様にもその講師になっていたり、行っていくというようなことを考えているということでございます。

○議長（江口　徹）

ほかに質疑はありませんか。23番　小幡俊之議員。

○23番（小幡俊之）

金子議員に引き続き関連で聞きますけども、このリサイクルプラザは平成10年に開設だから、もうすぐ30年近くになりますよね。この指定管理制度を利用したのは、いつからでしょうか。

○議長（江口　徹）

環境整備課長。

○環境整備課長（尾形彰貞）

平成23年から指定管理者制度を導入しております。

○議長（江口　徹）

23番　小幡俊之議員。

○23番（小幡俊之）

平成23年ということは、十二、三年は直接市がやっていましたか。

○議長（江口　徹）

環境整備課長。

○環境整備課長（尾形彰貞）

失礼いたしました。指定管理者制度を導入したのは平成17年からでございまして、7年間、最初に直営でやっておりました。

○議長（江口　徹）

23番　小幡俊之議員。

○23番（小幡俊之）

直営が7年間、分かりました。

平成17年からだと20年強たちますね。指定管理期間は約5年でしょう。過去に、指定管理を受けた業者は何者ありましたか。

○議長（江口　徹）

環境整備課長。

○環境整備課長（尾形彰貞）

現在の指定管理者を含めまして2者が指定管理をやっております。

○議長（江口　徹）

23番 小幡俊之議員。

○23番（小幡俊之）

今回は1者しか公募がなかったんですね、分かりました。

最後に、指定管理料1162万8千円とあります。この内訳が分かれば教えてください。

○議長（江口　徹）

環境整備課長。

○環境整備課長（尾形彰貞）

支出のほうの内訳といたしましては、人件費、需用費、役務費、委託料、事業費、使用料及び賃借料等となっております。

○議長（江口　徹）

23番 小幡俊之議員。

○23番（小幡俊之）

今、大項目を言われましたけど、それに対する金額というのは公表できるんでしょうか。

○議長（江口　徹）

環境整備課長。

○環境整備課長（尾形彰貞）

おおよそで言わせていただきますけれど、人件費が900万円程度、需用費が35万円、役務費が17万円、委託料が28万円、事業費が110万円、使用料及び賃借料が15万円となっております。

○議長（江口　徹）

23番 小幡俊之議員。

○23番（小幡俊之）

今内訳をざっくり聞きましたけど、ほぼ80%が人件費ですね、900万円だから。これは5年間の指定管理期間があるんだけど、週に何日開館されて、時間帯は何時から何時を管理されているんでしょうか。

○議長（江口　徹）

環境整備課長。

○環境整備課長（尾形彰貞）

基本的に、毎週月曜日と毎月第3日曜日がお休みとなっておりまして、それ以外の日は開いております。あとはお盆の8月12日から15日までが閉館、それから年末年始の12月29日から翌年の1月3日までは閉館ということで、それ以外の日は開館しております。時間といたしましては、午前9時から午後5時までが開館時間となっております。

○議長（江口　徹）

23番 小幡俊之議員。

○23番（小幡俊之）

9時から5時ですね。日頃、人員的には何名体制で行われておりますでしょうか。

○議長（江口　徹）

環境整備課長。

○環境整備課長（尾形彰貞）

現在、3名体制で事業を行ってもらっております。

○議長（江口　徹）

23番 小幡俊之議員。

○23番（小幡俊之）

ざっくりの計算なんだけど、約900万円でしょう。3名ということは、1人300万円程度の感覚でいいんですか、人件費が。

○議長（江口徹）

環境整備課長。

○環境整備課長（尾形彰貞）

構成としまして、館長に当たる方と窓口などを行う職員の方がいらっしゃいますので、少し賃金の格差はありますけれども、今言われるよう、平均すると300万円程度ということになります。

○議長（江口徹）

23番 小幡俊之議員。

○23番（小幡俊之）

べた張り300万円ということで、分かりました。

最後、選定評価結果が出ています。700点満点中、対象者528点。この合格点というのは、700点満点中、何十%という規定があるんでしょうか。

○議長（江口徹）

環境整備課長。

○環境整備課長（尾形彰貞）

指定になりますのは、50%以上の得点を獲得すれば合格というふうになっております。

○議長（江口徹）

23番 小幡俊之議員。

○23番（小幡俊之）

この評価の採点結果というのは、今じゃなくていいんだけど、公開できるんでしょうか。

○議長（江口徹）

環境整備課長。

○環境整備課長（尾形彰貞）

結果につきまして公開はございません。

○議長（江口徹）

23番 小幡俊之議員。

○23番（小幡俊之）

公開はしないけども、公開を求められた場合は可能でしょうか。

○議長（江口徹）

環境整備課長。

○環境整備課長（尾形彰貞）

市民一般にホームページ等では公開いたしませんけれど、情報公開請求等がございましたら、当然公開をいたします。

○議長（江口徹）

23番 小幡俊之議員。

○23番（小幡俊之）

情報公開請求をすれば公開できるということですね。

○議長（江口徹）

環境整備課長。

○環境整備課長（尾形彰貞）

失礼しました。ちょっと訂正をさせていただきます。情報公開請求があつても出さないんですけれど、議会のほうから求めがあれば、それはお伝えできるようになっております。

○議長（江口　徹）

23番 小幡俊之議員。

○23番（小幡俊之）

議会の審議だから、お金に関わることなんです。この後の指定管理者の指定がありますけど。金額があって、それを我々は審査しているんです。それが正しいかどうか、入札結果とか公募の結果ではなくて、その採点結果と金額がきっちりと比例しているかのチェックができない状況なんですよ、金額だけがどんと出てきても。この提案の仕方を是正するためにも、今、ちょっと質問をしているんです。

議会が求めたら出しますではなくて、今後、提案される時点で、プライベートはいいです、でも今言ったような人件費とか経費的なものを積み上げてこの金額になりました。この評価は、いつ、どこで、誰がメンバーで、こういった点数で528点が出ております。結果、合格ですという細かい報告を、今後、指定管理者制度を提案されるのであれば要望しておきますけども。

最後に、この評価するメンバーが分かりましたら教えてください。

○議長（江口　徹）

環境整備課長。

○環境整備課長（尾形彰貞）

委員の構成ですけれど、学識経験を有する者3名、それから公募による者2名、同施設に関する専門的知識を有する者1名、市の職員1名、合計7名となっております。

○議長（江口　徹）

23番 小幡俊之議員。

○23番（小幡俊之）

7名で、本市は1名だけということで、ほとんどが有識者や関係の人ですね、了解しました。

よくほかの指定管理者制度の管理した評価に点数をつけますよね。結果報告書というのがあります。これは、現在、どこが指定管理しているのかちょっと分からんんだけど、同じところなのかな。その5年間がもうすぐ終わりますので、その5年間の評価結果というのは実施されるんでしょうか。

○議長（江口　徹）

環境整備課長。

○環境整備課長（尾形彰貞）

新たに候補者を選定するに当たっては、過去の5年間のものというのは、特に評価はございませんけれど、毎年モニタリングをして、今やっている指定管理者については、どの施設もモニタリングをして評価をしております。

○議長（江口　徹）

ほかに質疑はありませんか。21番 城丸秀高議員。

○21番（城丸秀高）

1つだけちょっと聞かせてください。指定管理期間ですけど、令和8年から令和13年ということですけど、今、ふくおか県央環境広域施設組合議会は少し止まっていますけど、一応計画では令和12年から、マテリアルな部分も含めて稼働ということになっていますけど、このリサイクルプラザ工房棟は、向こうが本稼働になっても、そこは続けるということなんでしょうか。

○議長（江口　徹）

環境整備課長。

○環境整備課長（尾形彰貞）

リサイクルプラザ工房棟に関して、新施設ができた後、どういうふうな運用をするかについては、まだ決定をしておりません。

○議長（江口　徹）

21番 城丸秀高議員。

○21番（城丸秀高）

新ごみ焼却場、今、マテリアルな部分も含めてということで言いましたけど、令和12年度本稼働なんです。これが13年なんです。その辺の関わりというか、どういう考え方なんでしょうか。

○議長（江口徹）

環境整備課長。

○環境整備課長（尾形彰貞）

基本的には同じような性質を持つものだというふうに考えておりまして、今回、公募を行うに当たり、募集期間について条件をつけております。

その内容としましては、施設の廃止等により指定期間が短縮される場合があると。指定期間が短縮される場合は、その1年前までに指定管理者に通知を行い、協議を行うこととするということで公募しております。

○議長（江口徹）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第98号 指定管理者の指定（飯塚市リサイクルプラザ工房棟）」について、原案のとおり可決することに、賛成の議員は、ご起立願います。

（起立）

賛成多数。よって、本案は、原案可決されました。

「議案第99号 指定管理者の指定（飯塚市幸袋交流センター）」及び「議案第100号 指定管理者の指定（飯塚市二瀬交流センター）」、以上2件を一括議題といたします。執行部の補足説明を求めます。まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（吉原寿）

「議案第99号 指定管理者の指定（飯塚市幸袋交流センター）」、「議案第100号 指定管理者の指定（飯塚市二瀬交流センター）」について補足説明させていただきます。

議案書の48ページをお願いいたします。公の施設の指定管理者の指定につきましては、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるため提出するものです。

指定管理を行う施設は飯塚市目尾1020番地1、飯塚市幸袋交流センターです。指定管理者の公募につきましては非公募で、飯塚市指定管理者選定委員会が令和7年6月25日と7月4日に開催され、選定の結果、一般社団法人幸袋まちづくり協議会が指定候補者として選定され、7月10日付で指定管理者選定委員長より市長に答申がなされております。

続きまして、議案書の52ページをお願いいたします。指定管理を行う施設は飯塚市横田809番地、飯塚市二瀬交流センターです。指定管理者の公募につきましては非公募で、一般社団法人二瀬まちづくり協議会が指定候補者として選定され、「議案第99号」と同じく、指定管理者選定委員長より市長に答申がなされております。

双方の指定管理期間は、地域の意向や先進地の状況を踏まえ、交流センターの指定管理につきましては、本市で初めての取組であることから3年間としております。

以上、簡単ではございますが、説明を終わります。

○議長（江口徹）

説明が終わりましたので、質疑を許します。初めに質疑通告をされております24番 金子加代議員の質疑を許します。24番 金子加代議員。

○24番（金子加代）

指定管理料の上限額について、どのような積算になっているのか、教えてください。

○議長（江口 徹）

まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（吉原 寿）

交流センターの指定管理料につきましては、直営時に要した同じ水準の人事費と施設管理費で構成をしております。2つの交流センターの指定管理料の差につきましては、直営時の会計年度任用職員の配置が、二瀬交流センターのほうが1名多いため、その分を積算に反映しております。

○議長（江口 徹）

24番 金子加代議員。

○24番（金子加代）

直営時に要していた同じ水準の人事費と施設管理費ということで、幸袋交流センターでは2895万7千円、そして二瀬交流センターでは3175万4千円で、直営時の会計年度任用職員の配置が、もともと二瀬交流センターのほうが1人多いので、その分を加算されているということですけど、先ほど言われた人事費と施設管理費、もう少し詳しく内容を教えていただくことはできますか。

○議長（江口 徹）

まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（吉原 寿）

人事費につきましては交流センターで働く給与、賞与、福利厚生費等で構成しております。また、支出の管理費等につきましては、今、管理を行っています光熱水費とか消耗品費、修繕費、管理を委託しております委託料で構成をしております。

○議長（江口 徹）

24番 金子加代議員。

○24番（金子加代）

先ほど説明でもおっしゃいましたように、今回のこの議案は初めての交流センターの指定管理ということで、大変重要な議案ではないかと私は考えております。今回、二瀬と幸袋の2センターが指定管理となっていますが、今後、飯塚市全体の12交流センターが指定管理となったときに、この厳しい財政状況の中で12交流センター分の指定管理料が財政圧迫をしないか懸念をしております。それについてはどのようにお考えでしょうか。

○議長（江口 徹）

まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（吉原 寿）

厳しい財政状況であることは認識しております。本市の目指す協働のまちづくりの推進のためには、交流センターの指定管理者制度は重要な取組であります。センター機能向上やまちづくり協議会の活動強化による地域の活性化が生まれ、また、こうした地域の活性化を促すことが本市の協働のまちづくりの発展、ひいては住民福祉の充実・向上につながるものと考えております。

先進する2地区をロールモデルとして、他の地域にもこの取組を推進していきたいと考えております。

○議長（江口 徹）

24番 金子加代議員。

○24番（金子加代）

ロールモデルとしてこの取組をやっていきたいということですけども、ほかの地域の状況はどういう状況でしょうか。

○議長（江口 徹）

まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（吉原 寿）

10交流センターについても指定管理のご説明を、まちづくり協議会のほうにさせていただいております。現在、進んでいる庄内地区のほうが令和10年度を目標に、現在、役員の方、また市と協議を行っているところであります。

○議長（江口 徹）

24番 金子加代議員。

○24番（金子加代）

以前、私が一般質問でこの指定管理についてお話をしたときには、違う交流センターの名前が挙がっていたように記憶しておりますが、その件についてはどうなったでしょうか。

○議長（江口 徹）

まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（吉原 寿）

当初、飯塚東まちづくり協議会のほうもちょっと検討されておりましたが、他の交流センターの指定管理の状況を見たいということで、一旦、手を下ろされている状況になっております。

○議長（江口 徹）

24番 金子加代議員。

○24番（金子加代）

一旦、手を下ろされたということですけれども、どういった理由が懸念材料となっているとお考えですか。

○議長（江口 徹）

まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（吉原 寿）

交流センターの指定管理というのは初めて行う業務であります。それに伴って、どういう形で進んでいけばいいかというのを、じっくり他のロールモデルの2地区のほうを見て、判断して、自分たちも検討していきたいということですので、そういう意向の下、一旦、止められております。

○議長（江口 徹）

24番 金子加代議員。

○24番（金子加代）

もともと交流センターは公民館と呼ばれるものでしたが、この指定管理となった交流センターと直営の交流センターでは、平準化を図るためにどのように考えておりますか。

○議長（江口 徹）

まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（吉原 寿）

現在におきましても、12交流センターがそれぞれレベルアップに取り組み、よりよい事業やにぎわいの創出に努めさせていただいております。

指定管理の両施設におきましては、仕様書などにおきまして現状の水準を維持させることを条件として、直営の管理機能に付加価値を与えることで、より地域に親しまれるセンターとなるよう期待しております。

○議長（江口 徹）

24番 金子加代議員。

○24番（金子加代）

この交流センターを指定管理とされた場合、様々なリスクが考えられます。そのリスクについては、どのようなリスクがあるというふうにお考えでしょうか。

○議長（江口 徹）

まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（吉原 寿）

指定管理者が管理を行う上でのリスクということで、やはり管理上のリスクというのは伴ってくるのかと思っております。けがをされたとか、事故があったとか、そういうふうな管理、また、それぞれ給与等を自分たちで払っていくというようなリスクといいますか、責任ですね、それが伴ってくると思っております。

○議長（江口 徹）

24番 金子加代議員。

○24番（金子加代）

その責任については、どのように解決していくつもりがございますか。

○議長（江口 徹）

まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（吉原 寿）

指定管理の契約上において、リスク分担表というのがあります。そのリスク分担表で、それぞれのリスクの分担を行いたいと思っておりますし、また、発生したときには、市ほうに連絡とか柔軟な対応を行う連携を取っていきたいというふうに思っております。

○議長（江口 徹）

24番 金子加代議員。

○24番（金子加代）

リスク分担表を作成されたということですが、もしよければ、そのリスク分担表を見せていただきたいと思いますが、議長において、取り計らいをしていただくことができますか。資料要求いたします。

○議長（江口 徹）

執行部にお尋ねいたします。ただいま金子議員から要求がありました資料については提出できますか。まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（吉原 寿）

提出させていただきます。

○議長（江口 徹）

お諮りいたします。ただいま金子議員から要求がありました資料については、要求することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって、執行部に資料の提出を求めます。

暫時休憩いたします。

午前10時52分 休憩

午前11時08分 再開

○議長（江口 徹）

本会議を再開いたします。

資料については、サイドブックスのほうを御覧ください。24番 金子加代議員。

○24番（金子加代）

今、初めて見たので、よく考えることが不十分かと思いますけど、分かりにくいところを2つ教えてください。

「物価変動」、「賃金水準」というところは協議事項となっております。この説明をお願いい

たします。

○議長（江口 徹）

まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（吉原 寿）

「物価変動」と「賃金水準」が協議事項となっております。この分については、指定管理者と飯塚市が協議する事項ということで、協議事項となっております。

この内容は、現在、物価のほうが上昇しております。その分に対応して指定管理料に影響する部分があった場合に検討する、また、賃金の入件費分も、現在、上がっている状況ですので、その状況に応じて指定管理者と市が協議するというふうな2つの項目になっております。

○議長（江口 徹）

24番 金子加代議員。

○24番（金子加代）

幾つかの項目、例えば「周辺地域・住民・利用者への対応」、あるいは「第三者への賠償」、「事故、災害による施設の損傷の回復」、この3つに「上記以外」という項目が載っております。例えば、「周辺地域・住民・利用者への対応」では、「地域との協調」、「指定管理業務に対する住民及び利用者からの苦情・要望等」は指定管理者となっておりますが、「上記以外」というところが市になっています。

また、細かく言いますと、先ほど言いました「第三者への賠償」の項目では、「指定管理者の責めに帰すべき事由によるもの」は指定管理者、そして、市は「上記以外の場合」。「利用者の被災」においては、「指定管理者の責めに帰すべき事由によるもの」は指定管理者、「上記以外の場合」は市というふうになっております。

私が心配するのは、この「上記以外」かどうかという判断が、大変難しいのではないかと思うんですけど、その辺の判断はどのように考えますか。

○議長（江口 徹）

まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（吉原 寿）

それぞれリスク分担表に書かれています。やはり指定管理をするというなら、それなりの責任というのがついてくる。その分をこのリスク分担表で分けているものと判断します。それぞれ指定管理者が運営する中で、管理上で瑕疵がある、そういう部分については指定管理者の分になるというふうに判断します。それ以外については市との協議という形になろうかと思います。

○議長（江口 徹）

24番 金子加代議員。

○24番（金子加代）

そこら辺をどう判断するかというのが、本当に難しいところではないかというふうに考えます。いろいろな協議をされるということでしょうけども、即判断しなくてはいけないこともあるだろうし、そういうことを考えると、やはりリスクが高いということを感じます。

この資料を急に見て、難しいので——、私が用意した質問を幾つかさせていただきます。この「議案第99号」の幸袋のほうの議案資料の「2 指定管理者となる第団体の概要」のところの「(2) 主な提案業務内容及び事業計画」、「ア 管理運営の具体的方法」として、「(ウ) 業務プロセスの改善などを行うための第三者機関の設置」と書いてあります。この第三者機関というのはどういう機関なのか、ご説明をお願いいたします。

○議長（江口 徹）

まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（吉原 寿）

第三者機関という表記になっております。交流センターの管理運営や事業等が正当に行われて

いるかを審議するために、学識経験者、利用者代表者など第三者の視点を入れたところで構成される会議体となっております。

○議長（江口 徹）

24番 金子加代議員。

○24番（金子加代）

利用者代表の方が第三者というふうに書かれているということでしょうか。

○議長（江口 徹）

まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（吉原 寿）

利用者代表者も含めたところで第三者という表記に、学識経験者と利用者代表者などを第三者という形で考えています。

○議長（江口 徹）

24番 金子加代議員。

○24番（金子加代）

私の考えるこの第三者というところでは、認識が違うなというのが私の印象ではあります。

続きまして、この「ウ 利用促進の方策」として、「（ウ）特定の利用者層への事業提供」というふうにありますが、この特定の利用者層というのは何を指すのか、教えてください。

○議長（江口 徹）

まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（吉原 寿）

ここでいう特定の利用者層とは、利用者を限定するものではなく、例えば、趣味とか教育活動やこども向けの事業を実施するのであれば、若い世代に向けたSNSの情報発信など、参加を呼びかける方に応じた、対象者に応じた、情報提供を行っていくという提案になっております。

○議長（江口 徹）

24番 金子加代議員。

○24番（金子加代）

説明を聞いて分かりました。

では、「議案第100号」の二瀬交流センターの議案資料の「2 指定管理者となる団体の概要」の「（2）主な提案業務内容及び事業計画」において、「イ サービス向上の方策」の「（イ）外部からの視点を活用した運営状況の確認」とありますが、外部からの視点というのはどういったことでしょうか。

○議長（江口 徹）

まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（吉原 寿）

二瀬につきましても、「議案第99号」で説明しました幸袋と同様の、交流センターの管理運営や事業等が正当に行われているかを審議するための会議を設置するというふうにされております。

○議長（江口 徹）

24番 金子加代議員。

○24番（金子加代）

その会議体のメンバーはどのような方か、分かりますか。

○議長（江口 徹）

まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（吉原 寿）

幸袋と同じように学識経験者、利用者代表者などを考えてあります。

○議長（江口 徹）

24番 金子加代議員。

24番（金子加代）

分かりました。

あともう一つお聞きしたいのが、どちらも一般社団法人というふうになっておりますが、どうして一般社団法人になったのか、その理由と経緯について、お尋ねいたします。

○議長（江口 徹）

まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（吉原 寿）

指定管理を受けるに当たって、まちづくり協議会のほうで再三協議をなされております。その中で、やはりリスクを、組織としての責任という形を取りたいと。任意団体であれば会長というふうになりますので、法人としてしっかり責任の所在地を明確にしたいこともありますし、社会的信用、また、土地とか建物とか車の法人格での取得等も可能になりますので、そこを検討された中で、一般社団法人という形で法人格を取られております。

○議長（江口 徹）

24番 金子加代議員。

○24番（金子加代）

できれば、取った日にちをそれぞれ教えていただけますか。

○議長（江口 徹）

まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（吉原 寿）

二瀬、幸袋とも令和7年7月1日に一般社団法人というふうになっております。

○議長（江口 徹）

24番 金子加代議員。

○24番（金子加代）

すみません、ばらばらに質問させていただきますが、先ほど頂いたリスク分担表の中の「施設、設備、備品等の損傷・修繕」に関して、「経年劣化によるもの（大規模なもの）」は市、「経年劣化によるもの（小規模なもの）」に関しては指定管理者となっておりますが、その中で、「※1件〇円万以上の場合」というふうになっております。この説明、もしくは決まっているかどうか、教えてください。

○議長（江口 徹）

まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（吉原 寿）

経年劣化による大規模なものと、小規模ものの金額ですけども、大規模なものは1件当たり5万円以上、小規模なものは1件5万円未満としております。

○議長（江口 徹）

24番 金子加代議員。

○24番（金子加代）

最後にしますが、このリスク分担表の最後のところに「包括的管理責任」とありますが、この「包括的な管理責任」について、市はどのようにお考えなのか、お示しください。

○議長（江口 徹）

まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（吉原 寿）

交流センターという地域の皆さんの拠点を指定管理していただくことになります。やはり市の施設でもありますし、地域の皆さんのがより使っていただける施設運営を行っていただきたい。そ

の部分を市としては管理、監督をさせていただきたいと思っております。

○議長（江口　徹）

ほかに質疑はありませんか。23番 小幡俊之議員。

○23番（小幡俊之）

引き続きお尋ねします。飯塚市にはまちづくり協議会が12団体あります。指定管理者制度にもっていこうという考えは、そもそもまちづくり協議会から出た話ではなくて、本市が進めた話ですよね。そういうったときに、飯塚市としては一般社団法人をつくってもらって、指定管理者に指定して、運営していただく最大のメリットは、市としては何を考えてあるのか、考えを教えてください。

○議長（江口　徹）

まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（吉原　寿）

交流センターの指定管理というのを進めております。今回、2交流センターのほうが指定管理ということで、やはり地域の皆さんのが運営する、地域の皆さんの意見が反映される、そういうふうなメリットがあろうかと思っておりますし、また、そこで雇用される方々も地域の皆さんの分の雇用の確保ができるというふうな、やはり地域に根づいた交流センター運営がまちづくり協議会、やはりお住まいの方々が一番地域のことを分かっておられますので、そこが市としては最大のメリットというふうに考えております。

法人としての最大のメリットとしては、やはり組織としての責任の所在が明確になるということがメリットと考えております。

○議長（江口　徹）

23番 小幡俊之議員。

○23番（小幡俊之）

まずは指定管理者制度を活用して、まちづくり協議会に運営していただくというメリットは、今の説明で分かりましたけど、一般的に指定管理者制度は民間のノウハウを活用して、本市にとっては経費が削減できて、市が持っていない民間のノウハウを活用できるという最大のメリットがあるから指定管理者制度を利用しているんですよね。そこは間違いないね。

今、もう一点から考えると、まちづくり協議会が地域に根づいているというのは否定しません。この一般社団法人にしたのは、NPO法人を設立するよりは簡易な形でできますし、一般社団法人というのは非営利団体になりますよね。そういう中で試行していくような形、3年間だからそういう形になるんだろうけど、先ほど聞いた同じパターンで聞くと、今回評価されました。1団体の評価ということで、評価点が960点満点中の、幸袋でいけば746点ということが出ておりますが、まずは、合格点、不合格点があるのかないのか、なおかつ、評価したメンバーを教えてください。

○議長（江口　徹）

まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（吉原　寿）

合格点は総得点の60%に満たないといけないというふうになっております。

審議していただいたメンバーは、幸袋交流センターにつきましては学識経験を有する者3名、公募による者2名、同施設に関して専門的知識を有する者2名、市職員1名、計8名になっております。二瀬につきましても同等の内容になっております。

○議長（江口　徹）

23番 小幡俊之議員。

○23番（小幡俊之）

幸袋の指定管理料が2895万7千円。同じく二瀬が3175万4千円の指定管理料。これは

年間ですよね。この指定管理料の内訳を教えてください。

○議長（江口 徹）

まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（吉原 寿）

二瀬のほうからご説明いたします。人件費のほうが2200万円、管理費のほうが1138万6千円になっております。

幸袋につきましては、人件費のほうが1905万9千円、管理費のほうが1004万7千円となっております。

今ご説明しましたのは、指定管理者側のほうから提出された予算書内訳になっております。

○議長（江口 徹）

23番 小幡俊之議員。

○23番（小幡俊之）

指定管理者側からの予算書を、市としてはそのまま認めたという考え方でいいんですか。

○議長（江口 徹）

まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（吉原 寿）

この分は公募に当たって、各まちづくり協議会のほうが計算された大本の金額のほうを提示しておりますので、その中で試算された積算になっております。

○議長（江口 徹）

23番 小幡俊之議員。

○23番（小幡俊之）

考え方的には、飯塚市がこれぐらいでしょうという数字を提示した枠の中で、まちづくり協議会のほうで考えられた数字であるということでおろしいですね。

今回は法人格となっていますので、法人格の構成人数と構成メンバー、一般でいけば社長がいてということだろうけど、理事長さんというのか、どう呼ぶのか分からないので、肩書も含めて構成人員を教えてください。

○議長（江口 徹）

まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（吉原 寿）

まずは二瀬の構成メンバーです。正会員は48名、役員は理事が7名、監事が2名となっております。それと、幸袋のまちづくり協議会のほうは正会員が76名、役員の理事が12名、監事が2名という形になっております。

○議長（江口 徹）

23番 小幡俊之議員。

○23番（小幡俊之）

それぞれ人数を聞きましたけど、一般的にいう一般社団法人、社員となる人は、今回は住民ということでしょう。住民でまちづくり協議会に加入されている人たちが社員なんですか。住民は何百人、何千人とおられるけど、その中から選出された人が構成メンバー、どういった位置づけなんですか、教えてください。

○議長（江口 徹）

まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（吉原 寿）

会員につきましては、入会の定款というのがあります。その中で、この活動に賛同される、ぜひ参加したいという方が申込みをされて会員になるという形を、両方とも取られております。

○議長（江口 徹）

23番 小幡俊之議員。

○23番（小幡俊之）

では、会員ということですね。この場合、会員の会費というのは、それぞれ幾らになっていますでしょうか。年間で構いません。

○議長（江口 徹）

まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（吉原 寿）

会費につきましては、両方ともありません。

○議長（江口 徹）

23番 小幡俊之議員。

○23番（小幡俊之）

この法人格は、全てこの運営費というのを指定管理料で賄うということで、会費は取らないという認識でよろしいですか。

○議長（江口 徹）

まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（吉原 寿）

今回の指定管理につきましては、市のほうからお渡しする指定管理料で運営されるように——すみません。一般社団法人のまちづくり協議会としては、指定管理料——。

○議長（江口 徹）

暫時休憩いたします。

午前11時34分 休憩

午前11時37分 再開

○議長（江口 徹）

本会議を再開いたします。まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（吉原 寿）

一般社団法人の運営につきましては、指定管理以外の費用で、今後、運営をなされていく形になります。

○議長（江口 徹）

暫時休憩いたします。

午前11時38分 休憩

午前11時38分 再開

○議長（江口 徹）

本会議を再開いたします。まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（吉原 寿）

人件費とは別に、事業費としてはまちづくり協議会の補助金のほうで運営をなされる形になります。

○議長（江口 徹）

23番 小幡俊之議員。

○23番（小幡俊之）

今、2つ聞いたんです。1つは、一般社団法人まちづくり協議会でしょう。ここは、今、飯塚市から指定管理を受けて2800万円なり3100万円なり、それぞれ指定管理料を頂くんです。法人格としては、ほかの事業もできるでしょう。非営利団体とはいえ事業はやっていいんですね。会費を集めたり、何かのイベントをして儲けるという表現はおかしいけど、利を取るということは可能でしょうかという質問をしたわけ。

○議長（江口　徹）

まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（吉原　寿）

そのとおりです。

○議長（江口　徹）

23番 小幡俊之議員。

○23番（小幡俊之）

では、この2団体以外のほかに10交流センターがあるんですけど、交流センターのまちづくり協議会の主な大きなイベントとしては、文化祭とか体育祭とかをやっていました。今後もそれを続けられるんでしょうけど、本市においては、この法人化されていないところには助成金なり補助金を出していましたよね。今後、この法人格になった場合は、どのようにになりますか。

○議長（江口　徹）

まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（吉原　寿）

指定管理料の積算にはまちづくり事業は含んでおりません。一般社団法人になられた2つのまちづくり協議会につきましても、継続して補助金のほうを、ほかのまちづくり協議会と同じような形で交付していく形になります。

○議長（江口　徹）

23番 小幡俊之議員。

○23番（小幡俊之）

そういうことでしょう。内容的には変わらないんですよね。ただ、議員とすれば否定するものではないけど、2団体に約2800万円なり3100万円で指定管理をしてもらうんだけど、管理料は分かるけど人件費が約7割から8割を占めるでしょう。だから、見た目がほかの団体からしたら人件費だけを民営化したのかというようなイメージがあるんです。

先ほど、答弁漏れなんだけど、この法人の組織的な人数は聞きましたけど、この有給者、要は給料として対価が頂ける構成メンバーはどのようになって、実務的にここに任用職員を採用して、何名体制でそれぞれのまちづくり協議会は運営なさるのか、なおかつ、人件費対人員、その点を教えてください。それと、役職の呼び名も。

○議長（江口　徹）

まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（吉原　寿）

二瀬と幸袋につきましては、現状、働いている方の人数で運営を行っていくという形になります。二瀬のほうが5名、幸袋のほうが4名という形になります。

センター長と副センター長と事務員という形になります。

○議長（江口　徹）

23番 小幡俊之議員。

○23番（小幡俊之）

センター長、副センター長と事務の方と。それぞれ二瀬が5名で、幸袋が4名ということです。今と一緒にですね。この二瀬を例に挙げれば、センター長、副センター長、事務系の方が3名、計5名おられて、そこに関わる人件費が約2200万円だという見方でいいんですか。

○議長（江口 徹）

まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（吉原 寿）

そのとおりです。

○議長（江口 徹）

23番 小幡俊之議員。

○23番（小幡俊之）

ということは、現行の人事費とほぼ変わらない、それとも上がる、必要なかった分を払わなければいけない、どちらでしょうか。

○議長（江口 徹）

まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（吉原 寿）

賃金については、現行の試算の分で変わらない形での試算を行っております。

○議長（江口 徹）

23番 小幡俊之議員。

○23番（小幡俊之）

この一般社団法人は、新しくセンター長と副センター長というのが任命されるわけでしょう。任用職員は変わらないんでしょう。今まで市から派遣した係長さんとか市の職員がいました。その分を置き換えたという考え方でいいんですか。

○議長（江口 徹）

まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（吉原 寿）

現在、二瀬と幸袋交流センターには係長が2名います。その分を置き換えて積算しているという形になります。

○議長（江口 徹）

23番 小幡俊之議員。

○23番（小幡俊之）

議員の立場からいうと、先ほどから言うように指定管理を否定するわけじゃないんです。まちづくり協議会の活動を否定するわけじゃないんですけど、指定管理者制度というのはメリットを出そうということでしょう、財政難の折に。2人の係長がいました。それがセンター長、副センター長と同じ額とは言わないけど、取って代わる場合、今までいた係長2名は首になるわけじゃないんでしょう。本市のどこかで採用するんでしょう。総合的な人件費というのはプラスでしょう。そういう考え方じゃないんですか。2人がいなくなればペイだらうけど、よその課かどこかでまた働いてくれるんでしょう。どういう考え方を我々は持つたらいいんですか。そのところを説明してください。

○議長（江口 徹）

まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（吉原 寿）

議員の言われますとおり係長は指定管理になれば、その交流センターのほうから引上げという形になります。その分は枠としては引き上げて、今おられる方がそのままの人数で交流センターの分を運営していくことなので、人数的には増やすという形ではなく、現状維持という形で運営を行っていく形になります。

○議長（江口 徹）

23番 小幡俊之議員。

○23番（小幡俊之）

ここに資料がないから細かくは言わないけど、一つの例として、係長が2人いたんでしょう。本市の係長の年収というのはざっくりだけど700万円とかあるよね。その2人の1400万円が、今度、センター長、副センター長で1400万円から仮に1千万円になりましたとか、もしくは幾らになりました。だから、人件費的にもこれだけのメリットがありますし、任用職員はそのままですと。内容は、まちづくり協議会が、先ほどの説明でちゃんと維持管理をしてくれるし、地域に根づく団体もあるし、コンセンサスがよく取れるという、そういういったメリットは分かります。経費的なメリットの説明をもう少し細かくしてほしいということなんですね。

これは賛成するかしないかを決めるために、我々は今聞いているんです。賛成してあげたいけど、市全体にとってマイナスになるやつには、賛成できないんです。もっと我々が、まちづくり協議会が法人化されて、これはいいことだと思えるような説明はできないの。

○議長（江口　徹）

暫時休憩いたします。

午前11時48分　休憩

午前11時48分　再開

○議長（江口　徹）

本会議を再開いたします。市民協働部長。

○市民協働部長（小川敬一）

ご質問の件ですけど、まず、今回の交流センターの指定管理議案で、二瀬と幸袋の係長は市の方に帰ってきます。その分は、我々、市の職員としましては、来年度から帰ってくるということで、分かりやすくて、この分が指定管理料の中からプラスになったという形で、市としてはその分がマイナスになったと、人件費的にはマイナスになったという感じで考えています。

先ほどから質問議員が言われますセンター長、それから副センター長、今いる会計年度の職員で給与をもらっている職員につきましては、先ほど担当課長が答弁しましたように、同水準の分で、そのまま来年度の人件費として指定管理の中でみています。そういうことで、費用対効果のことを質問議員は言われていますけど、最終的には、交流センターの指定管理におきましては、これは以前もお話しさせてもらいましたけど、通常の民間の指定管理者制度の導入としましては、行政コストの削減、それからよりサービスの向上につながる、これが指定管理者制度の最大のメリットという形で認識をいたしております。

しかしながら、交流センターの指定管理者制度につきましては、先ほど来、担当課長が答弁していますように、そういうコスト削減ということよりも、今後の地域のまちづくりの発展、地域力の向上、そちらのほうに力点を置いて、指定管理者制度で、今回、幸袋、二瀬につきましてはモデル地区として、先行して指定管理者制度を導入するという形で現在いっているところでございますので、本市としては、先ほど来申しますように、行政コストの削減を目指した上での交流センター指定管理者制度の導入という点に関しましては、質問議員が言われますように、確かに削減幅は少ないかもしれません。削減幅はないかもしれませんけど、この指定管理者制度導入の目的といいますか、意義としましては、先ほど来申しますように、今回の指定管理者制度を受けていただいた上で、より地域の活性化また組織力のアップ、地域力のアップにつながるような形の取組を期待しているところもありますので、そういう点も含めまして、今回、先ほどから申しますように、2地区の交流センターをモデルとして、今回、指定管理議案を上げさせていただいているところでございますので、ご理解をいただきますようよろしくお願ひします。

○議長（江口　徹）

最初のほうの答弁で、人件費については現行どおりというような話があったかと思うんですが、

今の答弁では係長分が抜けるのでという話があったかと思います。指定管理の費用としては、導入前、導入後としては費用としては変わらないという、人件費に関しては変わらないという理解でよろしいですか。（発言する者あり）

小幡議員、そういう形だそうです。23番 小幡俊之議員。

○23番（小幡俊之）

議長がちゃんとまとめてくれたけど、物理的な話なんです。先ほど係長2名がいなくなりました。係長の給料が仮に700万円と設定した場合、1400万円が要らなくなるでしょう。市とすれば。でも、そこは首になつてないから、市としてはどこかで働いてもらう、どこかの課で。ということは、市としての人事費は一銭も変わっていないじゃないかというのが1点。

次に、センター長、副センター長、任用職員は今も給料を払っているだろうから。そうしたら、新たに有給者と言つたでしょう、給料をもらえる方が何名増えるのかということを聞いています。だから、センター長と副センター長だけですか。その場合は、額が表現できるならば、先ほど言った、数字上、係長2名の額よりもこれぐらい安くなりますとかいう説明はできないのかというのを聞いたんです。

○議長（江口 徹）

有給者としては、センター長、副センター長とすると二瀬はプラス3名、幸袋はプラス2名おられるでしょう。それに対して人件費が2200万円と1955万円だったわけでしょう。それは、先ほど係長も含めての数字なんです。それで変わらないんですね。そうしたら、そういう形で整理して答えていただいたらいいかと思います。まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（吉原 寿）

二瀬と幸袋の係長のほうが引き上げといいますか、いなくなるということですが、係長として今まで幸袋の業務を行っている部分につきましては、おられる会計年度さんのほうにしていただくという形になりますので、その分の費用というのはそのままに、それぞれ2つの交流センターのほうで使っていただくという試算にしております。

○議長（江口 徹）

そこの人件費総額としては変わらないという形ですよね、幸袋も二瀬も。まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（吉原 寿）

二瀬と幸袋は変わらないということになります。

○議長（江口 徹）

23番 小幡俊之議員。

○23番（小幡俊之）

ちょっと整理して聞きます。二瀬が人件費2200万円、幸袋が1950万円で、今度、指定管理で指定するわけです。今までも係長がいたのかいなかは別にして、人件費的には今の現行と変わりませんと。そこをはっきりしてくれますか。

○議長（江口 徹）

まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（吉原 寿）

現行と変わりません。

○議長（江口 徹）

ほかに質疑はありませんか。28番 道祖 満議員。

○28番（道祖 満）

関連してお尋ねしますけど、あまりお尋ねしたくなかったんですけど、対象の地区の行政面積とか人口とか世帯数が違うわけでしょう。そうしたら、今度は試行的に2地区をやりますからやらせてくださいというなら分かりますけれど、そして、やりながら問題点等を抽出しますということで、提案なら理解しますけど、ほかの地区まで広げていくとするならば、今言ったように

行政面積、世帯数、人口が違うわけです。だから、金額をかけるなら、基本的にそこに掛けることの基礎金額を決めてやっていかないと、5の広さと10の広さでやろうとしても同じ金額ではできないんだから。幸袋に今までかかっている費用をということでやっているけれど、それはそれで試行的にやるというなら理解しますと。だけど、今後のことを考えれば、そのところの基礎というのをきちんと考えておかないと。

それとあとはダンパーの部分を、幅を持たせる部分はこういうふうに考えていますというようなことを考えていかないと、全地区への導入は難しくなっていくんじゃないかな。それとともに、今説明を聞いていたら人件費の問題ですよね。係長を外しての部分とか、その費用をそのままにしますとか言っていますけれど、例えば、指定管理者制度ですから、今まで5人でやっていたところを、まちづくりを一生懸命やろうとしたら5人じゃとてもじゃないけど足りないと。だから7人にしましょう、10人にしましょうと。そうしたら、そこで人件費というのは最低ラインがあって、最低賃金法がありますから、やろうとしたときはその中でどういうふうにやっていくかは、そこの地区にお任せしないと、センター長は幾らでとかなっていたとしてもやれないんじゃないかなと。

だからその辺をきちんと整理しないと、10人でやれるところもあれば、5人でやれるところもあると。人口が多くても、コンパクトにまとまっている地区は職員が少なくともやれる。だけ広いところは多いほうがいいとか。また、逆に人口が多いから職員さんが多くいるとか、いろいろなパターンが出てくるわけです。それをまちづくり協議会ですから、その地区ごとの特性を出してやっていってくださいということになれば、今までどおりかかっていた費用をそのまま今回お任せしますということを言われておりますけれど、そのところが地区ごとによって状況が違うから、やっていく内容が若干違ってくると思うんです。地区によってはですね。だから、その辺はやはり工夫される必要があるんじゃないかなと思うんです。

ですから、今回のやつはあくまでも、指定管理者で3年間でというのは、そういう試行ということだろうと思いますから、であるならば、その辺をきちんと明言していただきたいと思いますし、その結果ということは、1年間どういうふうになっている、だから、どういうふうに改善しなくちゃいけない、そういうことを、やはり報告するというようなことをしてもらったほうがいいんじゃないかなと思うんですけど、その点について、どうお考えでしょうか。

○議長（江口 徹）

まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（吉原 寿）

今、質問議員の言われますとおり、それぞれの交流センターの地域の大きさ、また、規模等は違います。また、特に違うのが利用状況等は全然変わってきますので、今後、そこも含めて積算の検討をしていきたいと思っております。

質問議員が言われました今後の運営についての人員は、今、幸袋のほうと二瀬は、それぞれ4名、5名という形で考えてあります。やはり地域の雇用という形を大事にしますので、まちづくり協議会がどういう形の人員体制を行っていくかというのは、まちづくり協議会のほうにお願いしたいというふうに考えております。

○議長（江口 徹）

この件について質疑のある方は何名ぐらいおられますか。結構おられますので、休憩して、その後でやりましょう。

暫時休憩いたします。

午後 0時01分 休憩

午後 0時58分 再開

○議長（江口 徹）

本会議を再開いたします。

ほかに質疑はありませんか。6番 奥山亮一議員。

○6番（奥山亮一）

私から1点、お伺いいたします。先ほどの道祖議員の関連の質問でございますけれども、今、私がちょっとメモしている分ですね、幸袋交流センターが、センター長、副センター長、事務員の方2名ということで4名。それから二瀬交流センターが5名ということで、現在の係長を入れるとプラス1ということでいいんですか。

○議長（江口 徹）

まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（吉原 寿）

係長も含めて、今、言われた人数になります。

○議長（江口 徹）

6番 奥山亮一議員。

○6番（奥山亮一）

であれば、この指定管理者制度をスタートした折には、1名ずつマイナスということで、幸袋交流センターが3人ということですか。幸袋が3人、二瀬が4人になるということですか。

○議長（江口 徹）

まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（吉原 寿）

今の二瀬、幸袋の交流センターの職員には係長がいます。その人数を含めての試算と。係長の分も入った中での、1名入った中での人数になります。

○議長（江口 徹）

6番 奥山亮一議員。

○6番（奥山亮一）

ということは、今後、係長が市のほうに引き上げて来られますから、マイナス1ということでよね。3人と4人ということですか。

○議長（江口 徹）

まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（吉原 寿）

今言われていますのは、係長のほうは引き上げます。その分の、係長の分の人は雇っていただくという形の試算になっております。

○議長（江口 徹）

ほかに質疑はありませんか。14番 石川華子議員。

○14番（石川華子）

3点ほどお尋ねします。

まちづくり協議会が法人格を得たのは、法人として責任の所在を明らかにするということですけども、指定管理者を指定した後に管理ができないような状況になったとき、指定管理者が事故か何かで管理ができないような状況になったとき、どのように施設を管理していくのか、それは協議されていますか。

○議長（江口 徹）

まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（吉原 寿）

今言われていますのは、指定管理が始まった途中でということだろうと思います。途中でどう

なるかという協議は、まちづくり協議会とは話しておりません。ただ、市としましては、スタートしておりますので、しっかりまちづくり協議会の現状なりは把握しながら進めたいと思います。

○議長（江口 徹）

14番 石川華子議員。

○14番（石川華子）

それでは、先ほどリスクの資料を頂きましたけども、個人情報の管理に関するルールなど、こちらのほうは協議されているのでしょうか。

○議長（江口 徹）

まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（吉原 寿）

個人情報の管理等につきましては、まちづくり協議会のほうで仕様書のほうにきっちりと載せていく形で運用していただくような運びになっております。

○議長（江口 徹）

14番 石川華子議員。

○14番（石川華子）

それでは最後に、交流センターを指定管理でないと運営できない理由というのはありますでしょうか。

○議長（江口 徹）

まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（吉原 寿）

今回の指定管理者の指定議案は、地域のまちづくり協議会が指定管理者として運用していただくことを提案しております。これはやはり、まちづくり協議会の方の地域に根づいた発想なり、問題解決なり、それをしていただくこと、また、地域の雇用、まちづくり協議会、まちづくりに関わる人たちの雇用にもつなぐことができると考えております。

○議長（江口 徹）

ほかに質疑はありませんか。24番 金子加代議員。

○24番（金子加代）

リスク分担の表を見させていただきました。この中で「第三者への賠償」というものがあります。ここは「指定管理者の責めに帰すべき事由によるもの」が指定管理者で、「上記以外の場合」が市となっております。この「指定管理者の責めに帰すべき事由」はどんなものを考えられておりますか。

○議長（江口 徹）

まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（吉原 寿）

指定管理者の方のミスと、それに伴って住民に損害が発生した場合とか、そういう形を想定しております。

○議長（江口 徹）

24番 金子加代議員

○24番（金子加代）

その場合、裁判等になる可能性もあるかと思います。そのようなとき、賠償金等についてはどのようにお考えでしょうか。

○議長（江口 徹）

まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（吉原 寿）

運営する中で、質問議員が言われますように、賠償責任を負うケースがあった場合の対応とし

ては、保険のほうにまちづくり協議会のほうが入っていただくという運びになっております。

○議長（江口　徹）

24番　金子加代議員。

○24番（金子加代）

その保険以内での賠償ということで考えるということですか。

○議長（江口　徹）

まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（吉原　寿）

損害の分もいろいろケースがあると思います。それに対応する保険、言われますように保険での対応、その範囲内での対応になろうかと思います。（発言する者あり）

保険の基準がありますけども、それ以外になった場合についても、補償、対処していただくということになります。

○議長（江口　徹）

24番　金子加代議員。

○24番（金子加代）

その同じ段で、市は「上記以外の場合」と書いてあるんですけど、市はそこに対しての責任を負わないということですか。

○議長（江口　徹）

まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（吉原　寿）

リスク分担表に書いてありますけども、指定管理者の責めがある場合は指定管理者、それ以外については市のほうが対象になり損害を負うという形になります。

○議長（江口　徹）

ほかに質疑はありませんか。15番　永末雄大議員。

○15番（永末雄大）

ちょっと質疑をさせていただきます。今回の指定管理への移行に関して、私も地域のほうからいろいろな意見等も聞いておりますし、そういったことを踏まえた上で質問をさせていただこうと思うんですけど。

今、直営でされている部分を、今後、一般社団法人のほうで指定管理をやっていこうというのは、やはり不安的な部分もつきまとってくるかと思います。そういう場合に対して、飯塚市として、指定管理になってしまったので、一切そこは指定管理者のほうに任せますということになるのか、それとも、そういう形になりますせよ、しっかりと市としてもそこをバックアップしていく体制というのは備えておるのか、その部分を教えていただけますか。

○議長（江口　徹）

まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（吉原　寿）

指定管理になった後のフォローということになろうと思います。運営の分を、今回、飯塚市として初めて指定管理を行う中で、やはり市として、しっかりとフォローしていく。職員を巡回させながら、状況の把握に努めながら、運営をサポートしていく形を取っていきたいというふうに考えます。

○議長（江口　徹）

15番　永末雄大議員。

○15番（永末雄大）

様々な不安要素というのは出てくるかと思いますので、その辺りをしっかりと取っていただきたいと思います。

あと、先ほど、ちょっと同僚議員のほうからもあっていましたけど、今回、2地域で指定管理のほうをやっていきたいというふうな提案かと思うんですけど、やはりそれぞれ地域によって温度差もあるでしょうし、考え方の違いとかもあるかと思うんですけど、飯塚市として基本的には、そういういた同じような形を取っていきたいというふうな気持ちだと思うんですけど。

確認ですけど、それはその地域のまちづくり協議会の中での全体会であるとか、そういういた中のコンセンサスを取った上で、さらにその地域がしっかりと指定管理を受けていこうというふうな気持ちがあるところが出てくれば、また今後もそういう方向に進むというふうな理解でよろしいでしょうか。

要は、これは市として強制していくものではなく、あくまでその地域の自主性というか、そういういた部分をしっかりと重視した上で議案になっていくのか、その辺りを教えてもらっていいですか。

○議長（江口　徹）

まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（吉原　寿）

今回の二瀬、幸袋におきましても、地域の意向、地域の思いで進められて提案されております。ほかのまちづくり協議会につきましても、やはり地域の意向、地域の実情を大事にしながら進めていきたいというふうに考えております。

○議長（江口　徹）

ほかに質疑はありませんか。11番　川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

幸袋交流センター、二瀬交流センターは避難所ですよね。それで、具体的に風水害、あるいは震災に対応するときのこの指定管理者の役割はどうなるんでしょうか。

○議長（江口　徹）

まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（吉原　寿）

今後の避難所の運営だろうと思っております。今後、まちづくり協議会のほうが指定管理者になった場合は、まちづくり協議会に雇用される職員の方も避難所運営に協力いただきたいというふうに考えております。詳細については、今後どのような形で進めていくかというのは、役割分担も含めて協議を行っていきたいというふうに思います。

○議長（江口　徹）

11番　川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

まちづくり協議会の職員も協力する。それは何の資格で、どういう協力をするんでしょうか。

○議長（江口　徹）

まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（吉原　寿）

避難所につきましては自主避難等があります。その中で、運営をしながら、避難される方もおられますので、その対応等を行っていただきたいというふうに考えております。

○議長（江口　徹）

11番　川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

今の答弁はどういう意味ですか。

○議長（江口　徹）

まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（吉原　寿）

避難指示が出る前に、自主避難等が発生するケースもあります。その場合には、交流センターは運営をしております。貸し館業務とか、そういう中の事業とか、その中でやはり避難者がおられるケースもありますので、その方に一時ここにいてくださいとか、そういう形の避難誘導等を行っていただきたいというふうに思います。

○議長（江口　徹）

11番　川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

自主避難の場合、飯塚市はどういう役割を果たすんですか。自主避難される方はここを使ってくださいというアナウンスをするでしょう。それは飯塚市が責任を持ってやると思うんだけど、そのとき指定管理者はどういう役割を果たすかなという感じなんです。

○議長（江口　徹）

まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（吉原　寿）

勤務時間内については、指定管理者のほうにお願いしたいと。それ以降については、市のほうで職員を配置して対応したいというふうに考えております。

○議長（江口　徹）

11番　川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

勤務時間は何時を想定しているんですか。5時とさっき言いましたか。

○議長（江口　徹）

まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（吉原　寿）

職員の勤務は8時半から17時15分というふうになっております。

○議長（江口　徹）

11番　川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

指定管理者の責任範囲が17時15分までということですか。

○議長（江口　徹）

まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（吉原　寿）

先ほど言いましたのは職員のほうの勤務ということで、8時半から17時15分と言っております。交流センターは22時まで開いている形になりますので、17時15分以降については、市のほうで対応という形を考えております。

○議長（江口　徹）

11番　川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

何かおかしいように思うんだけど。部長は誰ですか。ちょっと、聞き方が悪いかも知れないんだけど。

災害が発生したとき、あるいは発生しようとするとき、自主避難の段階から本市で開設するときがあるじゃないですか。そのときのイメージが、交流センター2つを指定管理にした場合――。

ちょっと質問を替えます。契約に当たって、どういう協議をして、どういう約束になっているんですか。

○議長（江口　徹）

まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（吉原 寿）

指定管理の仕様書に記載しております。飯塚市防災初動マニュアルに基づき、市の指示に従い災害時に対応するということで指定管理等についての対応を記載させていただいている。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

指定管理者は、市の指示に従うんですか。指定管理制度では。

○議長（江口 徹）

まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（吉原 寿）

仕様書でもうたっておりまし、また災害時ということで、まちづくり協議会のほうに協力をいただきたいというふうに思っております。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

さっきから「協力」と言われるんですよね。その「協力」の意味が分からない。日常的にもううですけど、市は指定管理に出しているわけでしょう。指定管理者に対して、緊急時に、災害のときに、指示を出せるのかというふうに思ったわけです。仕様書には入っていますということかもしれないけど、指定管理者制度というのはそういうものかと思ったんです。その仕様書でいいのかということにもなりますけど、

○議長（江口 徹）

暫時休憩いたします。

午後 1時19分 休憩

午後 1時21分 再開

○議長（江口 徹）

本会議を再開いたします。まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（吉原 寿）

指定管理の防災の分ですけども、自主避難が出た場合には、業務自体を運営していることになります。その中で、やはり避難される方等についての対応というのは協力をいただくという形で、指定管理の中に明記させていただいております。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

ですから、それは「協力」じゃないんでしょう。指定管理者が、自主避難の段階は施設管理運営の業務の範囲の中で仕事をするということなんでしょう。だから、「協力」というのは分からぬ。「協力」とは何ですか。

○議長（江口 徹）

まちづくり推進課長

○まちづくり推進課長（吉原 寿）

言われますとおり、業務の中でしていただくということになります。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

それは自主避難の段階ですね。業務の範囲ですよと。時間を延長しなければならないと、自主避難でも泊まったりするでしょう。その場合とかは、指定管理者が、今日は人がおられるから職員を配置して、超過勤務手当を出して、一晩中おろうというのを、指定管理者は自主判断するんですか。

○議長（江口徹）

まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（吉原寿）

避難指示なり5時以降に避難者がおられるということになれば、市のほうで職員のほうを配置して対応するように考えております。

○議長（江口徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

そうしたら、指定管理者は引き上げるわけですね、定時で。市の職員を配置する。誰が行くんですか。何人ぐらいを考えているんですか。幸袋と二瀬にそれぞれ。その場合、どういう連携があつた後に、何人、どこの部署の職員が行くわけですか。そういうのはまだ考えていないのか。

○議長（江口徹）

まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（吉原寿）

今も交流センターに行く配置職員の人員の名簿が出ておりまして、その職員がその交流センターに配置されるという形になっております。その中で、その後の避難の運営を引き継ぐという形にならうかと思います。

○議長（江口徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

そして、仮に翌朝を迎えるでしょう。そうしたら、指定管理者はその間のことを知らないわけですよ。自分たちが帰って12時間ぐらいいたつたとするでしょう。指定管理者が来ます。指定管理者は出来事が分からぬですよね。それは、市の職員との関係はどういうふうにするんですか。

○議長（江口徹）

まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（吉原寿）

17時以降も避難所の運営を受け継ぐ中で、引き継ぎというのをしっかりとします。もちろん、まちづくり協議会の方が来られた場合に、現状なり避難数なり、そこは、しっかりと業務を引き継いでいきたいというふうに思っております。

○議長（江口徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

それは、まだ決まっていないということなんですか。そういうふうに「思っております」とおっしゃるのは。決まっていないんでしょう、そういうことは。

○議長（江口徹）

まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（吉原寿）

行ってきます。

○議長（江口徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

話し合っていないんでしょう、そこについては。

○議長（江口 徹）

まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（吉原 寿）

避難所については、まちづくり協議会とは協議の中で、大事な項目ですので、そこは協議を行っております。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

そのところは、まだ隙間があるという感じですか。

○議長（江口 徹）

まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（吉原 寿）

避難所については、最終的な協議の詰めを行っていきたいというふうに考えております。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

やっていないということを、今、認められたわけです。

それから、今は自主避難の話です。実際に避難所が開設となったときは、どうなるんでしょうか。同じですか。

○議長（江口 徹）

まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（吉原 寿）

避難所が開設になった場合は、割り当てられた職員がそちらの交流センターのほうに向かうという形になります。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

分かりました。

その間に、救急車が来るとか、そういうことがあるでしょう。関係機関が来ることが。そういうときは、指定管理者が防災状況とか、避難者の状況とか、話ができるんですか。医療機関とか県土整備事務所、保健所、感染症とダブルで來ることもあるじゃないですか。風水害と震災、感染もあるかもしれない。そういうときに、指定管理者がそこにいる間は、指定管理者が対応できるんですか。市職員がいないときです。

○議長（江口 徹）

まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（吉原 寿）

市の職員がいないときにつきましては、市と連絡を、まちづくり推進課と連携を取りながら進めていきたいというふうに考えております。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

避難している住民の方が普通ではない状態になったときのことなんです。救急車を呼ぶぐらい

だから、本庁に電話をかけて「救急車を呼んでいいでしょうか」という話ではないでしょう。救急車のほうに先に行くわけでしょう。3分で行くようになっていっているわけですから。そうしたら、どうも指定管理者が対応しにくい状況が生じないかという心配をするんだけど、そこは話をしていないですか。

○議長（江口　徹）

まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（吉原　寿）

急な対応ということで、避難者の方の気分が悪くなつて、倒れられて救急車を呼ぶケースもあるかと思います。それについては、訓練等を行つて的確な対応ができるような形を取つていきたいというふうに考えております。

○議長（江口　徹）

11番　川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

指定管理者は、倒れているないし救急車に乗らないといけないその方について、今言つているのは自主避難ですから、住所、名前、年齢、電話番号、そういうことを聞けるんですか。

○議長（江口　徹）

まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（吉原　寿）

ケースとして救急車に乗られるということになれば、やはり住所、氏名等が確実に必要になつてくると思いますので、そこは聞くような形を取りたいというふうに思います。

○議長（江口　徹）

11番　川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

その指定管理者は、公務労働の一端を担つてゐるんですけど、公務員ではないでしょう。指定管理は個人情報を取り扱つてよいというふうになるんですか、指定管理の段階で。

○議長（江口　徹）

まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（吉原　寿）

指定管理を受ける中で、個人情報の管理というのは重要になってきます。その業務の中で、個人情報の管理というのはしていくべき業務になつておりますので、そこはしっかりと遵守していただく形になります。

○議長（江口　徹）

11番　川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

そうすると、ちょっとテーマが変わるかもしれませんけど、この指定管理者は交流センターの業務に関わつて個人情報を取り扱つてよいということになるわけですか。

○議長（江口　徹）

まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（吉原　寿）

交流センターの業務の中で、やはり利用申請とかそういう形での氏名、住所、そういうものは管理していきますので、管理する中で個人情報の管理というのを遵守していく形になります。

○議長（江口　徹）

ほかに質疑はありませんか。23番　小幡俊之議員。

○23番（小幡俊之）

再確認です。先ほど、リサイクルプラザでも聞きましたけど、今回、指定管理料、幸袋が

2895万7千円、二瀬が3175万4千円、これの内訳明細は情報公開請求を出しても公開できないという答弁でした。ただし、議会から求められれば出すことができますというような答弁だったかと思いますが、「議案第99号」と「議案第100号」に関しては、どのような見解をお持ちでしょうか。

○議長（江口 徹）

財産活用課長。

○財産活用課長（太田智広）

ただいまの議員のご指摘の件ですけれども、基本的に情報公開条例上、出せない情報というのは当然ございます。そういったものと議会の審議という部分では、別に考えなくてはいけないというところもございます。今言いました提案された予算の内訳、これについては情報公開上は企業の営業とかに関わる情報ですので、情報公開条例上は出せませんけれども、当然、議会で議案を審議していく中で答弁していく必要はございます。ただ、実際に議会は公開されていますので、その内容によっては、後の会議録であったり、録画中継、そといったものから削除する。そういうことも考えられます。

○議長（江口 徹）

23番 小幡俊之議員。

○23番（小幡俊之）

ということは、これはユーチューブでも流れますので、口頭での質問はしませんけども、資料要求という形では出せますでしょうか。

○議長（江口 徹）

財産活用課長。

○財産活用課長（太田智広）

先ほども言いましたように、情報公開条例上、非公開の情報となりますので、議会の中でそういった情報が外に漏れないような対応ができるということであれば、提出は可能かと考えます。

○議長（江口 徹）

23番 小幡俊之議員。

○23番（小幡俊之）

予算審議ですので、金額の内訳を資料要求したいと思いますけども、議長のほうで取り計らいをよろしくお願ひいたします。

○議長（江口 徹）

小幡議員、予算審議ではないです。（発言する者あり）

執行部にお尋ねいたします。ただいま小幡議員から要求のあった資料は提出できますか。

暫時休憩いたします。

午後 1時36分 休憩

午後 2時12分 再開

○議長（江口 徹）

本会議を再開いたします。市民協働部長。

○市民協働部長（小川敬一）

先ほどからいろいろ資料要求の話があってございますが、企業情報のため、執行部としましては、今回の資料要求については、情報漏えいの観点からお出しできないという形で、ご理解をお願いします。

○議長（江口 徹）

小幡議員、公開できないというふうな形ですので、ご了承ください。

ほかに質疑はありませんか。23番 小幡俊之議員。

○23番（小幡俊之）

先ほど要求しました資料要求については、説明を受けましたので理解いたしますが、そもそもの指定管理者の仕様書の資料は出せますか、仕様書、ご検討ください。

○議長（江口 徹）

執行部にお尋ねいたします。ただいま小幡議員から要求がありました資料は提出できますか。まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（吉原 寿）

仕様書については提出できます。

○議長（江口 徹）

お諮りいたします。ただいま小幡議員から要求がありました資料については、要求することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって、執行部に資料の提出を求めます。

暫時休憩いたします。

午後 2時13分 休憩

午後 2時14分 再開

○議長（江口 徹）

本会議を再開いたします。

資料が準備されていますので、サイドブックスをご確認ください。

ほかに質疑はありませんか。11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

議事進行について要望があります。今、資料も出てくるところなんんですけど、全体の議事の流れから「議案第99号」、「議案第100号」については、別の日に日程設定をしていただければというふうに思います。

○議長（江口 徹）

暫時休憩いたします。

午後 2時15分 休憩

午後 2時25分 再開

○議長（江口 徹）

本会議を再開いたします。

（「動議」と呼ぶ者あり）11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

現在、質疑中の「議案第99号」、「議案第100号」については、後日に日程を見つけて継続することを求めます。

○議長（江口 徹）

ただいま提出されました動議の賛成者は、ご起立願います。

（起立）

ただいま、11番 川上直喜議員から動議が提出され、所定の賛成者がありますので、動議は成立いたしました。

お諮りいたします。動議のとおり、「議案第99号 指定管理者の指定（飯塚市幸袋交流センター）」及び「議案第100号 指定管理者の指定（飯塚市二瀬交流センター）」については、後日の審議とすることに、賛成の議員は、ご起立願います。

（起立）

賛成多数。よって、本動議は、可決されました。ですので、これについては後日の審議となります。

「議案第101号 指定管理者の指定（飯塚市新産業創出支援センター）」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。産学振興課長。

○産学振興課長（中村達也）

「議案第101号 指定管理者の指定（飯塚市新産業創出支援センター）」について補足説明をさせていただきます。

議案書の56ページをお願いいたします。本案は、現在、指定管理者に管理を行わせております飯塚市新産業創出支援センターの指定管理者の指定期間が令和8年3月31日で満了となることから、次年度以降の新たな指定管理者を指定するため、飯塚市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第2条の規定に基づき、令和7年4月1日から5月30日までの募集要綱の配布、4月21日の現場説明会の開催、5月29日及び30日における申請受付など、公募による募集を実施いたしました。

その後、6月25日と7月14日の計2回、飯塚市指定管理者選定委員会における審査が行われ、選定の結果、指定管理者の候補として株式会社福岡ソフトウェアセンターが選定されたので、公の施設に係る指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき議会の議決を求めるものでございます。

指定管理者に管理を行わせようとする期間は、令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間でございます。なお、施設の概要、指定管理者となる団体の概要等につきましては、資料に記載のとおりでございますので、内容の説明は省略させていただきます。

以上、簡単ではございますが、「議案第101号 指定管理者の指定（飯塚市新産業創出支援センター）」の補足説明を終わらせていただきます。

○議長（江口徹）

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第101号 指定管理者の指定（飯塚市新産業創出支援センター）」について、原案のとおり可決することに、賛成の議員は、ご起立願います。

（起立）

賛成多数。よって、本案は、原案可決されました。

「議案第102号 市道路線の廃止」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。土木管理課長。

○土木管理課長（畠迫博史）

「議案第102号 市道路線の廃止」について補足説明をさせていただきます。

議案書60ページをお願いいたします。市道路線の廃止につきましては、道路法第10条第1項の規定に基づき市道路線を廃止するに当たり、同条第3項の規定に基づき議会の議決を求めるため提出するものでございます。

このたびの市道路線の廃止は、福岡県営愛宕団地の建替えに伴うもので、廃止する路線は市道廃止路線明細に記載しておりますとおり 1 路線、延長 52.5 メートルでございます。

以上、簡単ではございますが、補足説明を終わります。

○議長（江口 徹）

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第 102 号 市道路線の廃止」について、原案のとおり可決することに、賛成の議員は、ご起立願います。

（起立）

全会一致。よって、本案は、原案可決されました。

「議案第 103 号 市道路線の認定」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。土木管理課長。

○土木管理課長（糸迫博史）

「議案第 103 号 市道路線の認定」について補足説明をさせていただきます。

議案書 62 ページをお願いいたします。市道路線の認定につきましては、道路法第 8 条第 1 項の規定に基づき市道路線を認定するに当たり、同条第 2 項の規定に基づき議会の議決を求めるため提出するものでございます。

今回認定する路線は 4 路線、延長 390.2 メートルでございます。市道認定路線明細に記載しております一連番号の 1 番及び 4 番の路線は、寄附採納に伴う路線認定を行うものです。路線箇所は 63 ページ及び 65 ページに記載しております。

続きまして、市道認定路線明細に記載しております一連番号の 2 番及び 3 番の路線は、開発帰属に伴う路線認定を行うものです。路線箇所は 64 ページに記載しております。

以上、簡単ではございますが、補足説明を終わります。

○議長（江口 徹）

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第 103 号 市道路線の認定」について、原案のとおり可決することに、賛成の議員は、ご起立願います。

（起立）

全会一致。よって、本案は、原案可決されました。

「議案第 109 号 令和 7 年度 飯塚市一般会計補正予算（第 3 号）」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。久世副市長。

○副市長（久世賢治）

ただいま上程されました議案につきまして、一般会計補正予算書により提案理由の説明をいたします。

今回の補正予算案は、令和 7 年 8 月の大雨災害に係る災害復旧に要する経費を補正するものでございます。

3 ページをお願いいたします。「議案第 109 号 令和 7 年度 飯塚市一般会計補正予算（第 3 号）」につきましては、第 1 条で歳入歳出予算の総額に 1 億 710 万 9 千円を追加し、第 2 条で繰越明許費を、第 3 条で地方債を補正するものでございます。なお、内容の説明につきましては省略させていただきます。

以上、簡単ですが、提案理由の説明を終わります。

○議長（江口　徹）

提案理由の説明が終わりました。

お諮りいたします。「議案第109号」は、会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思います。委員会付託を省略することに、賛成の議員は、ご起立願います。

（起立）

全会一致。よって、「議案第109号」は、委員会付託を省略することに決定いたしました。

執行部の補足説明を求めます。財政課長。

○財政課長（松本一男）

それでは、「議案第109号 令和7年度 飯塚市一般会計補正予算（第3号）」につきましてご説明いたします。

「議案第109号」と表示しております令和7年度補正予算資料の3ページをお願いいたします。表の下に記載しておりますとおり、令和7年8月の大河災害に係る災害復旧等に要する経費を補正するもので、歳入歳出予算の総額に1億710万9千円を追加し、860億6745万5千円とするものでございます。

4ページの補正予算概要書をお願いいたします。まず、歳入でございます。県支出金及び市債につきましては、歳出に計上しております事業の財源として補正するものでございます。また、繰入金の財政調整基金繰入金につきましては、今回の補正予算の財源調整として1379万4千円を追加するものでございます。

次に、歳出でございます。災害復旧につきましては、費目ごとに被災箇所及び被災状況等を記載しており、農業施設災害復旧費から5ページにかけて記載のその他公共及び公用施設災害復旧費まで89か所の復旧等に要する経費を計上しております。

6ページをお願いいたします。こちらにつきましては、農業施設災害復旧事業ほか1件について繰越明許費として追加し、次に、7ページ以降には今回の補正に係る歳入歳出予算額の推移表及び市債・基金の状況表を添付しておりますが、内容の説明は省略させていただきます。

以上、「議案第109号」に関する補足説明とさせていただきます。

○議長（江口　徹）

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第109号 令和7年度 飯塚市一般会計補正予算（第3号）」について、原案のとおり可決することに、賛成の議員は、ご起立願います。

（起立）

全会一致。よって、本案は、原案可決されました。

「請願第13号 最高裁判決に従い生活保護制度の充実に関する意見書の採択を求める請願」を議題といたします。

お諮りいたします。本件については、会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思います。委員会付託を省略することに、賛成の議員は、ご起立願います。

（起立）

全会一致。よって、本件は、委員会付託を省略することに決定いたしました。

本請願について、紹介議員の説明を求めます。11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

日本共産党の川上直喜です。

私は、「請願第13号 最高裁判決に従い生活保護制度の充実に関する意見書の採択を求める

請願」につき、趣旨説明をさせていただきます。

主食を含め、食料品をはじめとする今日の物価高騰によって、最低限度の生活保障が大きく脅かされている現実があります。特に、猛暑にもかかわらずエアコンがない。あっても、電気代を節約して使用を我慢せざるを得ないなど、命と健康に関わる深刻な事態が続いています。物価高騰に見合う生活保護基準の引上げが急がれているのであります。

生活保護法は、「この法律の目的」として「第1条 この法律は、日本国憲法第25条に規定する理念に基き、国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とする。」とあります。その中で、生活保護の基準については、次の規定があります。「最低生活」として「第3条 この法律により保障される最低限度の生活は、健康で文化的な生活水準を維持することができるものでなければならない。」

「基準及び程度の原則」として「第8条第2項 前項の基準は、要保護者の年齢別、性別、世帯構成別、所在地域別その他保護の種類に応じて必要な事情を考慮した最低限度の生活の需要を満たすに十分なものであって、且つ、これをこえないものでなければならない。」としています。

請願者の言う6月27日の最高裁判決は、2013年度からの3年間に580億円、さらに90億円の削減になった生活保護基準の改定において、厚生労働大臣の判断は、与えられた裁量を逸脱、濫用するものであり、生活保護法第3条、第8条第2項に違反して、違法との判決内容であります。

これについて、日本弁護士連合会は同日発表の会長談話で、「国は、本判決を受けて、本引下げが行われた期間に生活保護を利用していた数百万人の利用者らの『健康で文化的な最低限度の生活を営む権利』という極めて重要な権利を侵害した事態を深刻に受け止め、現在も全国の裁判所に係属している同種訴訟について全面解決を図り、提訴した者以外の利用者及び元利用者に対しても本引下げ前の基準によって受けるべきであった生活扶助費と実際の支給額との差額を支給するなど必要な補償措置を直ちに講じるべきである。」と訴えました。

それでは、現在、厚生労働省はどうでしょうか。最高裁判決の3日前、6月24日、第52回社会保障審議会生活保護基準部会で、令和7年度から8年度の2年間は、「足下の社会経済情勢等を踏まえた当面の対応」、令和9年度以降は、「今後の社会経済情勢等の動向を見極めつつ、一般低所得世帯の消費実態との均衡を図る観点から必要な対応を行うため、令和9年度予算の編成過程において改めて検討。」としています。「その際、年齢階級・世帯人員・級地別の分析が可能な5年に一度の生活保護基準部会での定期検証について、1年前倒しでの実施を図り、その検証結果を適切に反映することとする。」との議論をしていました。

その後、6月27日の最高裁判決を受けて、厚生労働大臣は8月15日、デフレ調整で物価変動率のみを直接の指標としていたことが違法とされたことについては反省する厚生労働大臣の見解を発表しましたが、まだ、謝罪し直ちに被害回復、再発防止を進めるとはしませんでした。厚生労働大臣が任命した専門委員会は8月から3回を数えていますが、期限の定めなく検討を続けている状態です。7月27日現在ですが、訴訟10件が最高裁で、19件が高裁で争われているとのことです。現状では次々と違法判断の判決が続く見通しと指摘されています。

国会においては、被害回復、再発防止を含めて見解を発表するなどの取組を進めている政党があります。請願者が加入する全国生活と健康を守る会連合会の7月7日付の公開質問状には、自民党、立憲民主党、日本共産党、れいわ新選組が回答しています。公明党は、8月には内部協議したとの報道があります。こうした状況の下で、この請願は生活保護基準引下げ処分取消等請求訴訟において、原告の勝訴判決を受け入れ、近年の物価高騰に見合う基準引上げを行うこと。この趣旨の意見書は本市議会での採択を求めるものとなっています。日本国憲法第25条は、「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。

2 国は、すべての生活面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努

めなければならない。」としていることを改めて紹介させていただいて、請願の趣旨説明といたします。

ご賛同、よろしくお願ひいたします。

○議長（江口　徹）

説明が終わりましたので、紹介議員に対する質疑を許します。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

紹介議員に対する質疑を終結いたします。

次に、本件全般についての質疑を許します。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論を終結いたします。採決いたします。「請願第13号 最高裁判決に従い生活保護制度の充実に関する意見書の採択を求める請願」について、採択することに、賛成の議員は、ご起立願います。

（起立）

賛成多数。よって、本件は、採択することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

午後 2時50分 休憩

午後 2時59分 再開

○議長（江口　徹）

本会議を再開いたします。「工事請負契約について」の報告を求めます。契約課長。

○契約課長（山本直樹）

工事請負契約の締結状況につきまして、お手元の資料によりご報告いたします。

今回、報告いたします工事は、土木一式工事1件、専門工事5件でございます。

入札の執行状況につきましては、業者選考委員会において、条件付き一般競争入札実施要領、指名競争入札参加者指名基準及び運用基準に基づき要件等を決定し、入札を執行いたしました。

次に、入札の結果についてご説明いたします。資料の1ページをお願いいたします。立岩・上三緒線道路改良（6工区）工事につきましては、23者による入札を執行いたしました。その結果、落札額7144万5千円、落札率85.23%で、茜建設株式会社が落札しております。なお、本件につきましては、変動型最低制限価格方式により落札者を決定いたしております。

次に、資料の2ページをお願いいたします。相田公営住宅1棟目建設（電気設備）工事につきましては、3者による入札を執行いたしました。その結果、落札額1億1061万1600円、落札率92%で、株式会社昌栄電設が落札しております。

次に、資料の3ページをお願いいたします。相田公営住宅1棟目建設（機械設備・その1）工事につきましては、2者による入札を執行いたしました。その結果、落札額1億3338万1600円、落札率92%で、株式会社瓜生建設一工業が落札しております。

次に、資料の4ページをお願いいたします。上勢田東ポンプ場（機械）改修工事につきましては、9者による入札を執行いたしました。その結果、落札額9282万3500円、落札率91.99%で、幸袋機工株式会社が落札しております。なお、本件につきましては、最低制限価格によります4者同額の応札があり、地方自治法施行令の規定に基づき、くじ引にて落札者を決定いたしております。

次に、資料の5ページをお願いいたします。西秋松排水機場2号ポンプ更新工事につきまして

は、8者による入札を執行いたしました。その結果、落札額5229万8400円、落札率91.99%で、株式会社中村ポンプ製作所が落札しております。なお、本件につきましては、最低制限価格によります4者同額の応札があり、地方自治法施行令の規定に基づき、くじ引にて落札者を決定いたしております。

次に、資料の6ページをお願いいたします。旧潤野小学校解体（その4）工事につきましては、13者による入札を執行いたしました。その結果、落札額6752万6800円、落札率91.59%で、株式会社イワキン工業が落札しております。なお、本件につきましては、最低制限価格によります13者同額の応札があり、地方自治法施行令の規定に基づき、くじ引にて落札者を決定いたしております。

なお、7ページ以降につきましては、入札結果、位置図の資料を添付しておりますので、ご参照ください。

以上で報告を終わります。

○議長（江口　徹）

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。4番　赤尾嘉則議員。

○4番（赤尾嘉則）

今、報告がありました相田公営住宅1棟目建設（電気設備）工事について、何点か質問させていただきます。7月15日に入札を執行されていると思うんですけど、この入札は第1回目の入札ですか。

○議長（江口　徹）

契約課長。

○契約課長（山本直樹）

相田公営住宅1棟目建設（電気設備）工事につきましては、当初、5月28日に業者選考委員会を実施いたしまして、5月30日に指名通知し、6月17日に入札を実施するということで予定しておりましたが、応札者が1者となつたため、その工事につきましては中止となり、再度、6月25日に業者選考委員会を実施し、6月27日に指名通知し、7月15日に入札を実施し、落札者を決定いたしております。

○議長（江口　徹）

4番　赤尾嘉則議員。

○4番（赤尾嘉則）

入札の方法は何でしょうか。

○議長（江口　徹）

契約課長。

○契約課長（山本直樹）

指名競争入札でございます。

○議長（江口　徹）

4番　赤尾嘉則議員。

○4番（赤尾嘉則）

指名競争入札ということは、行政側が業者さんをあらかじめ指名されるんですよね。読んで字のごとくというか。それは、飯塚市の有資格者名簿の中にある業者さんの中から選ばれるということでおろしいですか。

○議長（江口　徹）

契約課長。

○契約課長（山本直樹）

本工事につきましては、指名登録業者の電気設備のA等級に登録のある業者を指名いたしております。

○議長（江口　徹）

4番　赤尾嘉則議員。

○4番（赤尾嘉則）

1回目の入札が何日でしたか。もう一度、説明をお願いします。

○議長（江口　徹）

契約課長。

○契約課長（山本直樹）

1回目が6月17日を予定しておりました。

○議長（江口　徹）

4番　赤尾嘉則議員。

○4番（赤尾嘉則）

業者さん5者で入札をされていると思うんですけど、これは該当する工事が電気設備工事でしょう。皆さん電気設備の工種の業者さんですか。

○議長（江口　徹）

契約課長。

○契約課長（山本直樹）

当初、1回目の入札におきましては、電気A等級の対象の業者が4者ということで、指名の基準によりますと7者以上という規定がございまして、7者以上に満たない場合は次にいくというような形で、1者、第2希望の業者がこの中に指名として入り、合計で5者を指名いたしております。

○議長（江口　徹）

4番　赤尾嘉則議員。

○4番（赤尾嘉則）

すみません、もう一度説明をいいですか。7者以上でないと入札が成立しない、そういうことですか。

○議長（江口　徹）

契約課長。

○契約課長（山本直樹）

指名の基準といたしまして7者以上ということになりますが、その時点の対象の業者、このときは設計金額9千万円以上であることから、特定建設業の許可を要件としております。それから、手持ち工事のある業者は含めませんので、その条件を満たすA等級の業者が4者であったということで、7者以上の要件を満たしていないため、指名運用基準の規定に基づきまして、電気を第2希望としている業者で、特定建設業許可を持つ業者が1者ございましたので、これを加えて5者選考といたしております。

○議長（江口　徹）

4番　赤尾嘉則議員。

○4番（赤尾嘉則）

それで電気通信の業者さんが入っているということですか。

○議長（江口　徹）

契約課長。

○契約課長（山本直樹）

そのとおりでございます。

○議長（江口　徹）

4番　赤尾嘉則議員。

○4番（赤尾嘉則）

それから、2回目の入札に挑まれるんですけど、そのときに、業者さんがほとんど入れ替わっているんですよね。私が、この1回目と2回目を比較したときに、一旦辞退された業者さんは、もう2回目には入れないのかなと思ったんです。ただ、そういうことではなく、1者さんは2回目の入札にも指名されているんですけど、これは何か理由があるんですか。

○議長（江口 徹）

契約課長。

○契約課長（山本直樹）

2回目のときにつきましては、指名する時点におきまして手持ちのない業者さんを対象としておりますので、1回目の入札から2回目の入札の間に他の工事を落札された場合は、手持ち工事があるということで指名の対象から外れております。

○議長（江口 徹）

4番 赤尾嘉則議員。

○4番（赤尾嘉則）

では、1回目で指名されている業者さんは、もう手持ち工事が出たということでいいんですか。だから2回目の指名はできなかつたという話ですか。

○議長（江口 徹）

契約課長。

○契約課長（山本直樹）

1回目の指名に入っていて、2回目に入っていない業者につきましては、別の工事を落札して手持ち工事があるとなつてきています。

○議長（江口 徹）

4番 赤尾嘉則議員。

○4番（赤尾嘉則）

これは1回目も2回目も辞退者がかなり多いんですけど、これをどういうふうに市側としては分析・検証されていますか。

○議長（江口 徹）

契約課長。

○契約課長（山本直樹）

2回目の辞退の理由として書かれているのが、技術者を専任で配置できないということ。それから、この工事について作業員の確保ができないというような辞退理由が出されております。

この工事につきましては、工期が令和9年2月26日までと、1年以上と長くなっていますので、そのあたりで技術者の配置などが困難であったのではないかというふうに考えております。

○議長（江口 徹）

4番 赤尾嘉則議員。

○4番（赤尾嘉則）

1回目で辞退された業者さんが、2回目で金額を入れて応札されているんです。というのは、この1回目と2回目で、何か発注内容的なものを変えられたんですか。

○議長（江口 徹）

契約課長。

○契約課長（山本直樹）

内容について変更はあっておりません。

○議長（江口 徹）

4番 赤尾嘉則議員。

○4番（赤尾嘉則）

では、2回目の入札で応札された業者さんというのは、どういう心変わりというか、なぜ金額

を入れられるようになったんでしょうか。

○議長（江口　徹）

契約課長。

○契約課長（山本直樹）

それについて、業者さんに対して聞き取りなどは行っておりませんが、この市長部局のほうの工事以外にも、例えば、企業局の工事であったり、市内の県や国などの工事があっておりますので、そのようなところを勘案して業者さんのほうで判断なされているのではないかと考えております。

○議長（江口　徹）

4番　赤尾嘉則議員。

○4番（赤尾嘉則）

1回目と2回目で発注内容は変えていないんでしょう。1回目は辞退されているじゃないですか。この辞退理由が何か聞き取りしていますか。

○議長（江口　徹）

契約課長。

○契約課長（山本直樹）

聞き取りは行っておりません。

○議長（江口　徹）

4番　赤尾嘉則議員。

○4番（赤尾嘉則）

さっき答弁された技術者の確保が困難とか、そういうのはどういうふうに分かったんですか。

○議長（江口　徹）

契約課長。

○契約課長（山本直樹）

今回報告をしております2回目の入札におきまして、辞退届に記載されている内容でございます。

○議長（江口　徹）

4番　赤尾嘉則議員。

○4番（赤尾嘉則）

1回目の入札の辞退届には、その理由が記載されていなかったということですか。

○議長（江口　徹）

契約課長。

○契約課長（山本直樹）

申し訳ございません。今、手元で2回目の報告をしている分については確認しておりますが、1回目については今すぐに確認できません。

○議長（江口　徹）

4番　赤尾嘉則議員。

○4番（赤尾嘉則）

議長、資料要求いいですか。お取り計らいよろしくお願ひします。

○議長（江口　徹）

赤尾議員、報告事項には資料要求がないんです。すみません、ご了承ください。

暫時休憩いたします。

午後　3時13分　休憩

○議長（江口 徹）

本会議を再開いたします。ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑がないようですので、ただいまの赤尾議員の質疑については保留して、次の議題に移ります。

「通行地役権確認等請求事件について」の報告を求めます。環境整備課長。

○環境整備課長（尾形彰貞）

「通行地役権確認等請求事件について」報告いたします。

資料の1ページをお願いいたします。請求概要としましては、昭和28年に原告側親族の墓石を私有地に建立し、以降、長年にわたり原告側親族で管理を行ってきたが、その土地に進入するには市の所有地を通行する必要があるという状況でございます。

今回、長年にわたって市の所有地を通行していた事実をもって民法の規定に基づき、飯塚市に対して通行地役権の確認及び取得登記を求めております。なお、本件に関しましては、当該地の所管課である環境整備課及び土木管理課は、原告からの事前相談等を受けておらず、訴状等を受理した際に初めて認識したものでございます。

訴状等を受けまして、令和7年6月24日付で本市の顧問弁護士を訴訟代理人として定め、本件に係る一切の行為を委任しております。今後は、訴訟代理人と協議し対応してまいります。

訴えがございました土地に関しましては、環境整備課所管が1筆、土木管理課所管が2筆となっております。

その他の資料としまして、位置図を添付しておりますが説明は割愛させていただきます。

以上、簡単ではございますが、報告を終わります。

○議長（江口 徹）

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

「企業誘致の取組について」の報告を求めます。企業誘致推進課長。

○企業誘致推進課長（柴田康弘）

それでは資料1ページ目のほうをお願いいたします。企業誘致の取組につきまして、桑野工業株式会社がグリーンヒル幸袋工業団地において、令和7年6月25日に本市と新工場開設に伴う立地協定書を締結し、8月18日から操業を開始しましたことをご報告いたします。

初めに、土地の概要についてご説明いたします。所在地は飯塚市目尾字境田515番80、宅地、地積は3944.88平方メートル、1195坪が同社の所有地でございます。同じく515番83、宅地、地積は3078.53平方メートル、932坪が同社の賃借地でございます。合わせまして、7023.41平方メートル、2127坪となります。

次に、新工場の概要についてご説明いたします。工場の名称は「桑野工業株式会社飯塚工場」で、宮若工場の移転による工場の新設となっております。投資額は3億円、当課での試算になりますが、年間の税収を294万円で見込んでおります。雇用人数は、新規雇用の15名を予定し、飯塚工場従業員数は40名を見込んでおります。工場の概要としましては、事務棟及び西棟は鉄骨造り2階建ての計2棟でございます。本年8月18日に操業を開始しております。

次に、会社概要についてご説明いたします。企業名は桑野工業株式会社、所在地は愛知県みよし市福谷町蟹畑36番地、代表者名は代表取締役 桑野太郎氏、資本金は3570万円となっております。主要事業内容は、電子機器製造、自動車部品製造、自動車用品製造などでございます。従業員数は120名となっております。

2ページ目をお願いいたします。新工場の位置図を上段に、航空写真を下段に記載しております。

3ページ目をお願いいたします。新工場2棟の写真を記載しております。

続きまして、4ページ目をお願いいたします。株式会社さかえ屋が飯塚工業団地において、令和7年6月30日に新工場の竣工式を終え、7月1日から操業を開始しましたことをご報告いたします。

初めに、土地の概要についてご説明いたします。所在地は飯塚市平恒字西ヶ浦432番5外2筆、宅地、地積は1万9830平方メートル、6009坪でございます。

次に、新工場の概要についてご説明いたします。工場の名称は「さかえ屋アイス工場」で、事業拡大に伴う工場の新設となっております。投資額は90億円、当課での試算になりますが、年間の税収を8820万円で見込んでおります。雇用人数は、新規雇用65名を予定し、本社工場従業員数は300名を見込んでおります。工場の概要としましては、アイス工場と排水処理施設となっておりまして、アイス工場は鉄骨造り2階建てでございます。本年7月1日に操業を開始しております。

次に、会社概要についてご説明いたします。企業名は株式会社さかえ屋、所在地は飯塚市平恒432番地6、代表者名は代表取締役社長 齊藤 剛氏、資本金は1億円となっております。主要事業内容は、菓子製造販売などでございます。従業員数は589名となっております。

5ページ目をお願いいたします。新工場の位置図を上段に、航空写真を下段に記載しております。

6ページ目をお願いいたします。新工場のパース図を記載しております。

引き続き、雇用の創出と税収の確保、地元企業との取引拡大による地域経済の活性化を目指して、企業誘致に取り組んでまいります。

以上、ご報告を終わります。

○議長（江口 徹）

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終結いたします。本件は報告事項ですので、ご了承願います。

先ほど保留しておりました答弁の準備ができましたので、答弁させます。契約課長。

○契約課長（山本直樹）

先ほど質問のありました相田公営住宅1棟目建設（電気設備）工事の1回目の業者の辞退理由につきましては、指名が5者ありまして、1者が応札しております、その他の4者は、4者とも技術者を配置できないという辞退理由が記載されております。

○議長（江口 徹）

4番 赤尾嘉則議員。

○4番（赤尾嘉則）

1回目の入札が6月17日で、2回目の入札が7月15日でしょう。1回目の入札は5者で入札しているんです。2回目は9者。この6月17日から7月15日の間に完工した工事が出たということですね、この4者分の。そうではないんですか。手持ち工事とはそういうことでしょう。先ほどの答弁は、手持ち工事があるために指名できなかつたんでしょう、1回目に。違うんですか、認識が違いますか。

○議長（江口 徹）

契約課長。

○契約課長（山本直樹）

先ほど申しました1回目の工事に5者の指名をしておりまして、そのときの条件といいましては、特定建設業の許可を持っていることということで指名の基準をつくりまして、第2希望ま

で入れて5者おりました。その5者のうち、A等級の業者4者のうち2者が別の工事を落札し、落札しなくなっています。それから、残りの2者については、応札したところと辞退しておったところでございました。

それから、1回目が不調になりましたので、2回目の業者選考におきまして、応札したのが1者というところで、辞退も多くあつたところで、業者選考委員会の中で、再度入札を行うに際しての条件につきまして、特定建設業許可の要件を付さないこととし、その時点で手持ち工事のない電気A等級の業者9者を指名したところでございます。

○議長（江口　徹）

4番　赤尾嘉則議員。

○4番（赤尾嘉則）

1回目は特定建設業許可が入札の参加条件だったんですか。2回目は特定建設業許可を外した。これは外せるんですか。何で1回目はつけたんですか。

○議長（江口　徹）

契約課長。

○契約課長（山本直樹）

指名基準の中で設計額9千万円以上の工事につきましては、特定建設業の許可をつけることを原則として指名基準に定めておりますが、例外といたしまして、工種の内容によってその限りでないというものがございます。2回目をするに当たりまして、業者が2者、応札したところと辞退したところを入れても2者しかいない。それで、2者いないときは、どんどん準市内、市外と広げていくところになりますが、その基準をそのままにしますと、市外業者を入札に参加させるというようなところになりますことから、業者選考委員会の中で協議を行いまして、市内業者に発注するところを優先といたしまして、基本は特定建設業の許可をつけるというところでありますが、この工事については要件を外したところで、市内業者に落札していただきたいということで、要件設定を行ったところでございます。

○議長（江口　徹）

4番　赤尾嘉則議員。

○4番（赤尾嘉則）

この特定建設業の定義とはどういうことですか。簡単に説明をお願いできますか。

○議長（江口　徹）

契約課長。

○契約課長（山本直樹）

特定建設業につきましては、一般建設業の許可と特定建設業の許可がございますが、特定建設業の許可につきましては、現在の規定では下請に5千万円以上の工事を出す場合は、特定建設業の許可が必要といった違いがございます。

○議長（江口　徹）

4番　赤尾嘉則議員。

○4番（赤尾嘉則）

これは1回目と2回目の発注金額は変わらないんでしょう。もしかしたらその可能性が出てくるじゃないですか。それはどういうふうにお考えなんですか。

○議長（江口　徹）

契約課長。

○契約課長（山本直樹）

2回目の入札を実施するに当たりまして、これは建設業法で定められているので当然のことございますが、一般許可業者が請負う場合については、建設業法に定める下請の基準で5千万円以上になると特定建設業の許可が必要になりますので、その基準を守るようにということを付記

して指名をいたしております。

○議長（江口　徹）

4番　赤尾嘉則議員。

○4番（赤尾嘉則）

これは行政側の対応としてちょっとおかしいと思うんです。特定を外すのであれば、例えば工事を分割発注するとか、そういうことも考えられたんじゃないですか。答弁できますか。特定建設業の許可を持った業者はいないんでしょう。

○議長（江口　徹）

契約課長。

○契約課長（山本直樹）

2回目を出すに当たって、この工事を分割でするというような、その中の協議は行っておりません。

○議長（江口　徹）

4番　赤尾嘉則議員。

○4番（赤尾嘉則）

これは業者が建設業法違反とかしたらどうするんですか。発注者側には何の責任も生じないんですか。

○議長（江口　徹）

契約課長。

○契約課長（山本直樹）

一般建設業の許可を持つ業者が受注して、その下請の基準を守らなかった場合については、建設業法の違反というようなことになりますので、そういう処分があった場合につきましては、飯塚市においては指名停止の措置基準に従いまして、それに応じた対処をするということになると考えております。

○議長（江口　徹）

4番　赤尾嘉則議員。

○4番（赤尾嘉則）

そういうのを想定して9千万円以上は特定建設業を持った業者でないと発注しないというので、9千万円と決まっているんでしょう。そういう規定があるんですよね。それはそういう業法違反に該当しないようにというか、そういうことを想定したことだと思うんです。同じ金額で発注して、その許可は今回はもう要りませんとか、そういうのっていういろいろな――。

例えば、業者さんがきちんと法令を守っていかれると思いますけど、そういうことも基本的には行政側としては想定しないとまずいんじゃないですか、そういうふうには考えられませんか。

○議長（江口　徹）

契約課長。

○契約課長（山本直樹）

過去には7千万円というところで、その後に9千万円というような基準の変更を行っておりますけども、9千万円以上の設計額の場合は特定建設業の許可の条件を付するという基本を決めておりますのは、委員おっしゃいますとおり、下請のそういう違反につながりにくいという面もございますが、特定建設業の許可につきましては、一般建設業の許可よりも許可を受ける条件が、技術者の要件であったり、財務上の条件であったり、いろいろ厳しいものになっておりますので、特定建設業の許可を持っているところが相対的に技術力が高いものであるというところも含めまして、9千万円以上の場合に特定建設業の許可ということにしておりますので、一般建設業の許可業者が受注をして、5千万円以上を下請に出して違反したという場合については、業者さんのほうに基本として建設業の法を守っていただくというところがありますので、それについて、指

名したので市のほうがどうなのかというところについては、直接つながるものではないというふうには考えております。

○議長（江口 徹）

4番 赤尾嘉則議員。

○4番（赤尾嘉則）

話を聞いても納得はしませんけど、これはちょっといろいろと問題があるというところは指摘しておきます。

それで、とにかくこれは辞退者が多い。これはやはり金額に問題があるというふうに、契約課としては、その金額についてはどういうふうにお考えですか。

○議長（江口 徹）

契約課長。

○契約課長（山本直樹）

先ほどもお答えいたしましたけども、辞退の理由として金額が厳しいというような辞退の理由はございませんでしたので、金額については基準に従って積算されているものと考えております。

○議長（江口 徹）

「工事請負契約について」、ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

「飯塚あかね工業団地（仮称）造成事業について」の報告を求めます。企業誘致推進課長。

○企業誘致推進課長（柴田康弘）

「飯塚あかね工業団地（仮称）造成事業について」、地質調査・解析等業務委託及び基本設計業務委託の履行期間を延長しましたことをご報告します。

資料をお願いいたします。初めに、地質調査・解析等業務委託についてご説明します。事業名は工業用地造成事業、業務名は飯塚あかね工業団地（仮称）地質調査・解析等業務委託でございます。請負業者名は明治コンサルタント株式会社でございます。

原契約工期が令和6年8月7日から令和7年7月31日までとなっておりましたが、令和8年1月30日までとなり、6ヶ月間工期を延長するものでございます。

変更理由といたしましては、本業務地と隣接する先行事業者の事業計画に関する協議に不測の日数を要し、本業務における造成地配置計画の検討に時間を要しているため延長するものでございます。

次に、基本設計業務委託についてご説明いたします。事業名は工業用地造成事業、業務名は飯塚あかね工業団地（仮称）基本設計業務委託でございます。請負業者名は国際航業株式会社でございます。

原契約工期が令和6年7月26日から令和7年7月31日までとなっておりましたが、令和8年1月30日までとなり、6ヶ月間工期を延長するものでございます。

変更理由といたしましては、本業務と隣接する先行事業者の事業計画に関する協議に不測の日数を要したため延長するものでございます。下段にスケジュールを表記しております。

なお、この2件の変更につきましては、令和6年9月の市議会定例会におきまして、土地の処分に関する議案をご議決いただきまして、本業務の隣接地約6.3ヘクタールを事業者へ売却しております。当初、当該事業者と本市におきまして、別々に開発手続を行い、それぞれで県営河川の馬敷川へ、敷地内の排水について放流する予定で協議を進めてまいりましたが、事業者は現状、開発行為を伴わないストックヤード、製品置場になりますが、としての利用はなされているものの、開発行為に伴う製造ヤードの建設、排水施設等の配置や規模等の土地利用計画が決定されなかつたことから、結果的に市の開発手続が先行することになり、本業務を進めることになり、そのための協議に時間を要したため、請負業者への指示が遅れ、工期を延長することになったも

のでございます。

今後、今回の履行期間延長により 6か月の遅れが発生しており、また、昨今の人件費や物価高騰の影響により事業の遅れが事業費の増加につながるおそれがあることは認識しております。今回の延長による事業全体の遅れを少しでも解消できるよう、適宜事業を行ってまいりたいと考えております。

以上、簡単ではございますけれども、報告のほうを終わります。

○議長（江口 徹）

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

1番、2番とありますけれども、1番のほうの変更理由は、現在進行形の表現になっていますでしょう。2番のほうは過去形になっていますでしょう。これはどういう関係でしょうか。

○議長（江口 徹）

企業誘致推進課長。

○企業誘致推進課長（柴田康弘）

表記につきましてですけれども、1件目の地質調査の分については、「時間を要しているため」としておりますが、こちらも、実際には「要したため」ということで、表記のほうが現在進行中にはなっておりませんけれども、「したため」ということで、よろしくお願ひします。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

資料を修正するという感じですか。

○議長（江口 徹）

企業誘致推進課長。

○企業誘致推進課長（柴田康弘）

資料の修正ということでお願いしたいと思います。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

検討が終わったんですね。

○議長（江口 徹）

企業誘致推進課長。

○企業誘致推進課長（柴田康弘）

「本業務における造成地配置計画の検討に時間を要しているため」というところを、「時間を要したため」ということで修正させていただきたいと思いますけれども、配置計画につきましては——、配置計画を進めるための基本設計の指示をしているところでございます。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

これは造成地配置計画の検討は済んだと、完了しているということですね。

○議長（江口 徹）

企業誘致推進課長。

○企業誘致推進課長（柴田康弘）

今回、報告事項ということで工期の延長をさせていただいておりますけれども、この中で、令和8年1月30日までの間で、引き続き、配置計画等については進めてまいりたいと考えているところです。（発言する者あり）

現在、基本設計業務の請負業者である企業のほうに指示をしておりまして、今後、配置計画等がその中で決定していくものと考えております。

○議長（江口　徹）

上のほうで時間を要したと言われたでしょう。それで終わったのか。2ではなくて、1の配置計画は終わったのかと。川上議員、そういうことですよね。（発言する者あり）

暫時休憩いたします。

午後　3時46分　休憩

午後　3時49分　再開

○議長（江口　徹）

本会議を再開いたします。企業誘致推進課長。

○企業誘致推進課長（柴田康弘）

まず、先ほど修正をお願いしたところなんんですけど、もう一度説明させていただければと思います。先ほどの「時間を要しているため」と「要したため」というところでございますけれども、内容としましては、この1番の「※主な変更理由」のところでございますが、「本業務地と隣接する先行事業者の事業計画に関する協議に不測の日数を要し」というところですが、ここが「要したため」ということで、その後の「本業務における造成地配置計画の検討に時間を要しているため延長するもの」につきましては、このままで現在進行中というところで、再度、修正をお願いできればと考えております。

なお、その中で、現在、基本設計業務が1月30日まで延長する形になりまして、こちらの1番の地質調査・解析等業務委託につきましても1月30日まで延長させてもらっておりますが、この中で、今後、計画を進めてまいりたいと考えているところです。

○議長（江口　徹）

11番　川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

これはもともと25ヘクタールですかね。市が造成して分譲するということだったと思うけど。途中でその企業が門司に行かなくなって、引き止めたわけですかね。それで16ヘクタールを現状で売却しましようと。その会社がどういう造成をするか、何遍も見に行ったんですけど、排水プランが全然なかったからですね。だから、飯塚市の後ほどの造成と排水プランがかみ合わないでしょうというのを、何度か申し上げたことがあるんですけど、そのことなんですか。先行事業者の事業計画に関する協議に、排水計画問題で意見が合わなかつたと。今はもう一致したわけですか、「要した」だから。これは過去形で確認していいんですか。排水計画は協議が完了したと。

○議長（江口　徹）

企業誘致推進課長。

○企業誘致推進課長（柴田康弘）

先行事業者に売却した土地につきましては、先ほどの説明と重複いたしますけれども、令和6年9月に売却をしております。その後の経済建設委員会等でもご報告等をさせていただいておりますけれども、開発につきましては別々の開発で、それぞれに排水計画を馬敷川まで持っていくというふうなことで進めてまいりましたところです。

しかしながら、事業者のほうが、現在は開発行為を伴わないストックヤード、製品置場として活用されておりましたけれども、実際に、今後、製造ヤード開発行為を伴う計画につきましては、現在、まだ正式な計画が出てきていないというところでございます。

また、排水につきましても、市の開発行為、市の残った開発の行為の範囲、そこに出来上がっ

た排水施設のほうにつなげたいといったような要望もありましたので、そういった協議も進めながら、ただ、実際には、もともと別々の開発でということで進めておりますので、そういったところで時間がかかっておりました。

現時点では、まだそこが最終的に決定はしていないところではございますけれども、市としましては、もともと市と先行事業者と別々で開発するといったところでしておりますので、そういう形の中で、今回、方向性を定めて工期の延長をしたところでございます。

○議長（江口　徹）

暫時休憩いたします。

午後　3時5分　休憩

午後　3時5分　再開

○議長（江口　徹）

本会議を再開いたします。

お諮りいたします。本日の会議はこの程度にとどめ、延会いたしたいと思いますが、これに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって、本日は、これにて延会することに決定いたしました。なお、次の会議は、9月30日の午前10時に開くことにいたしますので、よろしくお願ひいたします。

本日はこれにて延会いたします。

午後　3時5分　延会

◎ 出席及び欠席議員

(出席議員 25名)

1番	江 口 徹	16番	土 居 幸 則
2番	兼 本 芳 雄	17番	吉 松 信 之
3番	深 町 善 文	18番	吉 田 健 一
4番	赤 尾 嘉 則	19番	田 中 博 文
5番	光 根 正 宣	20番	鯉 川 信 二
6番	奥 山 亮 一	21番	城 丸 秀 高
7番	藤 間 隆 太	22番	秀 村 長 利
8番	藤 堂 彰	23番	小 幡 俊 之
10番	田 中 武 春	24番	金 子 加 代
11番	川 上 直 喜	26番	瀬 戸 元
13番	田 中 裕 二	27番	坂 平 末 雄
14番	石 川 華 子	28番	道 祖 满
15番	永 末 雄 大		

(欠席議員 1名)

9番 佐 藤 清 和

◎ 職務のため出席した議会事務局職員

議会事務局長	兼 丸 義 経		
議会事務局次長	上 野 恭 裕	議事調査係長	渕 上 勝 隆
議事総務係長	安 藤 良	書 記	宮 山 哲 明
書 記	伊 藤 裕 美	書 記	奥 雄 介

◎ 説明のため出席した者

市 長	武 井 政 一	財産活用課長	太 田 智 広
副 市 長	久 世 賢 治	契 約 課 長	山 本 直 樹
副 市 長	藤 江 美 奈	まちづくり推進課長	吉 原 寿
教 育 長	桑 原 昭 佳	環境整備課長	尾 形 彰 貞
企 業 管 理 者	石 田 慎 二	環境対策課長	白 石 善 彦
総 務 部 長	許 斐 博 史	企業誘致推進課長	柴 田 康 弘
行政経営部長	福 田 憲 一	産学振興課長	中 村 達 也
市民協働部長	小 川 敬 一	土木管理課長	糸 迫 博 史
市民環境部長	長 尾 恵美子	教育総務課長	梶 原 康 治
経 済 部 長	小 西 由 孝		
こども未来部長	林 利 恵		
福 祉 部 長	東 剛 史		
都市建設部長	大 井 慎 二		
教 育 部 長	山 田 哲 史		
企 業 局 次 長	今 仁 康		
財 政 課 長	松 本 一 男		